



雲仙市環境基本計画

人と自然が共存する うるお潤いのまち雲仙

雲仙市

平成27年3月

雲仙市環境基本計画

平成27年3月

雲 仙 市

はじめに



本市では、平成 24 年に「雲仙市環境都市宣言」を行い、自然とのふれあいを通じて、市民一人ひとりが心の豊かさを感じられるよう、自然と共生する社会を目指し、環境施策に取り組んできました。

平成 23 年の東日本大震災を契機として、様々な環境問題が顕在化してきていることから、市民の環境問題に対する意識は着実に高まってきております。資源やエネルギーを大量に消費する今日の社会のあり方を見つめ直すとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、地方で、地域でできること、市民や事業者の立場で、それぞれが身近なところからできることを始めていくことの必要性が改めて意識されているところです。

こうした中、環境の保全と創造を推進するとともに、地球温暖化対策をさらに推進するため、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の内容を盛り込んだ本市の「環境基本計画」を策定しました。

この新しい「環境基本計画」は、『人と自然が共存する^{うるお}潤いのまち雲仙』をめざす環境像に掲げており、その実現に向けて取り組むべき施策などが盛り込まれております。

今後は、この基本計画に基づき市民、事業者と市が共通の認識の上に立ち、それぞれの立場で、また協働して環境問題の解決に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、今回の環境基本計画策定にあたり熱心にご審議、ご検討をいただきました雲仙市環境保全審議会及び雲仙市地球温暖化防止対策・E S D協議会委員の方々、並びに貴重なご意見をいただきました市民の皆様にお礼を申し上げます。

平成27年3月

雲仙市長 金澤 秀三郎

目 次

1. 基本的事項の整理	1
1.1 環境基本計画概要.....	1
2. 意識調査	3
2.1 市民及び小中高生のアンケート調査結果の主な特徴.....	3
3. 現況特性を踏まえた主要課題	13
3.1 雲仙市の概況.....	13
3.2 地形地質の特性を踏まえた環境の主要課題.....	16
3.3 地域のくらしや活動を踏まえた環境の主要課題.....	19
4. めざす環境像・環境目標	21
4.1 環境像.....	21
4.2 基本方針.....	23
4.3 環境目標.....	24
4.4 リーディングプロジェクト.....	28
5. 環境施策	31
5.1 環境基本計画の計画体系.....	31
5.2 環境施策の推進.....	34
施策目標1-1 水辺の自然を守ろう.....	34
施策目標1-2 緑を守りふれあい親しもう.....	36
施策目標2-1 きれいな水を守り大切にしよう.....	40
施策目標2-2 安全で健全なくらしを守ろう.....	44
施策目標3-1 低炭素なくらしと活動をしよう.....	46
施策目標3-2 低炭素なまちづくりを進めよう.....	48
施策目標4-1 ごみの減量と資源化を進めよう.....	50
施策目標4-2 ごみを適正に処理しよう.....	52
施策目標5-1 緑あふれる人にやさしいまちにしよう.....	54
施策目標5-2 きれいな魅力あふれるまちにしよう.....	56
施策目標6-1 だれもが考え学ぼう.....	58
施策目標6-2 みんなで取り組もう.....	60

6. 地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 63

6.1 地球温暖化対策実行計画概要	63
6.2 温室効果ガス排出量の現状	65
6.3 温室効果ガス排出量の将来推計	67
6.4 温室効果ガス削減対策と削減効果	69
6.5 温室効果ガス削減目標	70

7. 計画の推進に向けて 71

7.1 計画の推進体制	71
7.2 計画の進捗管理	72

資料編 73

1. 計画策定の経緯	74
2. 委員名簿	75
3. 諮問・答申書	77
4. 用語解説	79

1. 基本的事項の整理

1.1 環境基本計画概要

1.1.1 計画の目的

今後の雲仙市における良好な環境の保全と創造に向けた環境行政を推進するため、環境行政の基本的な方向性を示す環境基本計画の策定に向けて、計画策定の前提となる現状把握に関する調査を行い、雲仙市の目指すべき環境像を設定するとともに、それを実現するための基本的な施策や環境への配慮事項を具体化し、環境基本計画としてとりまとめることを目的とするものです。

1.1.2 計画の性格

雲仙市では、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で、良好な環境を確保するために、「雲仙市環境保全条例」を平成 17 年 10 月 11 日に施行しています。この条例において、市長、事業者、市民のそれぞれの責務を定め、良好な環境の保全に取り組んでいます。

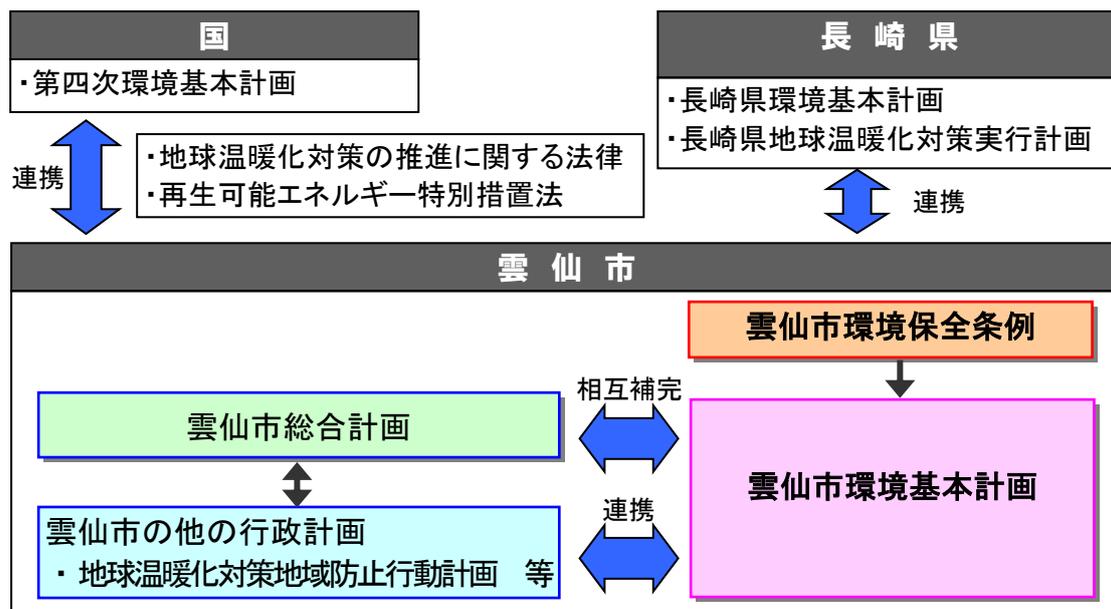
このなかで、市長の責務として、第 3 条の基本的責務に「市長は、良好な環境を保全するため、総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。」と記されています。

環境基本計画は、この環境保全条例に定める良好な環境を保全するための総合的な施策を策定する計画であり、雲仙市環境保全条例を踏まえて策定するものでもあります。

1.1.3 計画の位置づけ

環境基本計画は、雲仙市の環境の目指す目標像の実現に向けて、市民、事業者をはじめ関係団体、市等の行政機関など環境に関わるすべての関係者が、目標や計画を共有し、連携・協働して取り組んでいく環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本となる計画です。そのため、市政運営の基本となる「雲仙市総合計画」の環境分野の計画との整合や関連する他分野との連携も図りながら、目指す環境像と実行する施策を位置づけていく必要があります。

また、環境基本計画は、雲仙市だけではなく、国、県との連携を図りながら実施する必要があり、国の「第四次環境基本計画」や「長崎県環境基本計画」などをはじめとする上位関連計画との整合性も図り、施策を推進していくものです。



計画の位置づけ

1.1.4 計画期間

本計画の計画期間は、平成27年度～平成36年度までの10年間としますが、具体的施策の実効性を高めて推進していくため、施策実施にあたっては、雲仙市総合計画との整合性も図るとともに、中間年度(5年後)に計画を見直すものとします。

1.1.5 環境の対象

本計画の環境の対象は次のとおりとします。

環境の対象	環境の要素
生活環境	大気質、騒音・振動、水質、有害化学物質、公害苦情
自然環境	地形、気象、動植物、自然景観
都市環境	公園緑地、緑化、歴史文化財、都市景観
資源循環	廃棄物、水資源
地球温暖化	温室効果ガス ⁶⁾ 、エネルギー
環境教育学習 ・環境保全活動	環境教育学習、環境保全活動、地域コミュニティ活動

1.1.6 計画の主体

本計画の主体は、市民、事業者、市とします。

市が主体となって進める施策とともに、市が支援して市民、事業者が主体となって進める取組を示し、市民、事業者、市の協働で推進します。

2. 意識調査

2.1 市民及び小中高生のアンケート調査結果の主な特徴

本計画策定にあたり、市民、小中高生にアンケート調査を平成 25 年 11 月に実施し、雲仙市の将来のまちの環境で特に実現を目指してほしいことや雲仙市において特に重点を置くべき取組などを聞きました。特に、市民(大人)と小中高生(子ども)の間で次のような違い、特徴が見られました。

(1) 環境像

1. 将来の環境像

- ・大人も子どもも共通に、自然環境と生活環境がともに約 7 割以上と群を抜いています。
- ・次いで多いのは、市民は地球環境、子どもは快適環境となっています。

2. 自然環境

- ・川の保全、海や海岸の保全、森林の保全が大人も子どもも上位を占めています。
- ・子どもは、自然とのふれあいが多く、大人は少ないです。

3. 生活環境

- ・水質の保全と大気の保全が、大人も子どもも共通に上位を占めています。

4. 地球環境

- ・第 1 位は再生可能エネルギー¹⁰⁾利用で、大人も子どもも共通です。
- ・第 2 位は、大人は省エネルギーですが、子どもは低く、地球温暖化防止となっています。

5. 資源循環

- ・ごみ減量・リサイクル、ごみの分別マナー、不法投棄防止が上位となっています。
- ・子どもは、ごみの分別マナーは低いです。

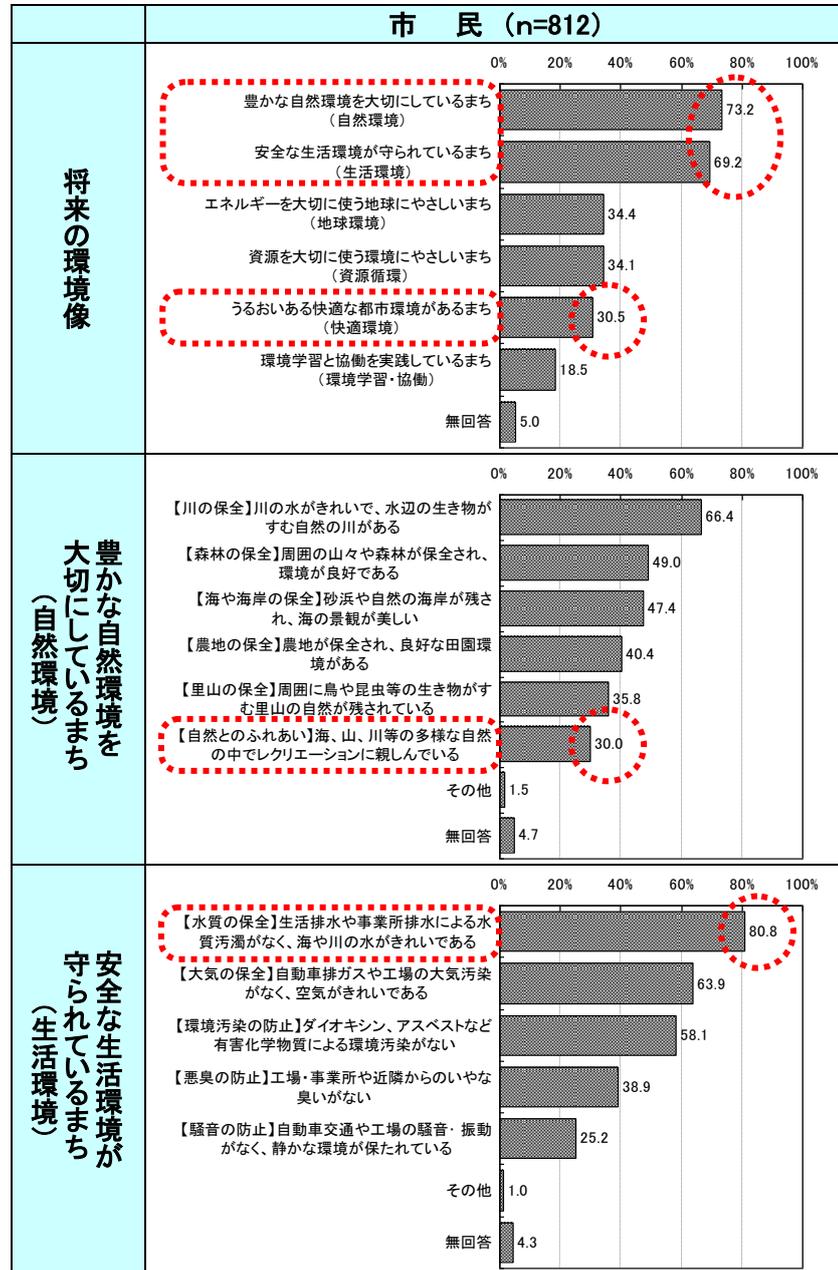
6. 快適環境

- ・大人は、歩きやすいまち、水と緑のうるおい、まちの美化が上位となっています。
- ・子どもは、歩きやすいまちは低く、歴史文化の保全が多いです。

7. 環境教育・学習・協働

- ・大人も子どもも共通に、環境教育・学習と協働が上位となっています。
- ・子どもは、環境教育・学習よりは協働が第 1 位となっています。

■雲仙市の将来の環境について 市民(大人)と小中高生(子ども)の比較



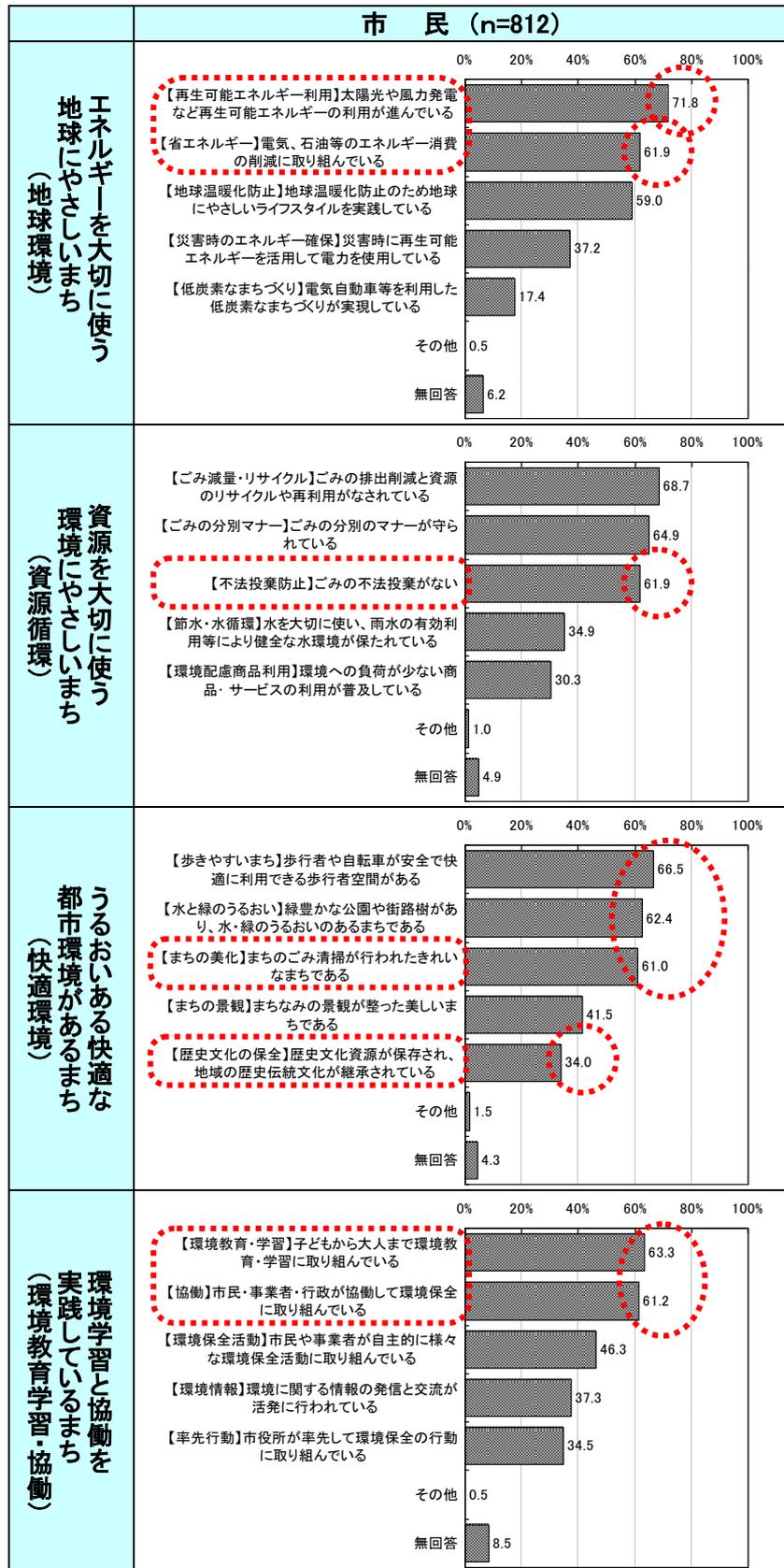
※ nとは、有効回答数

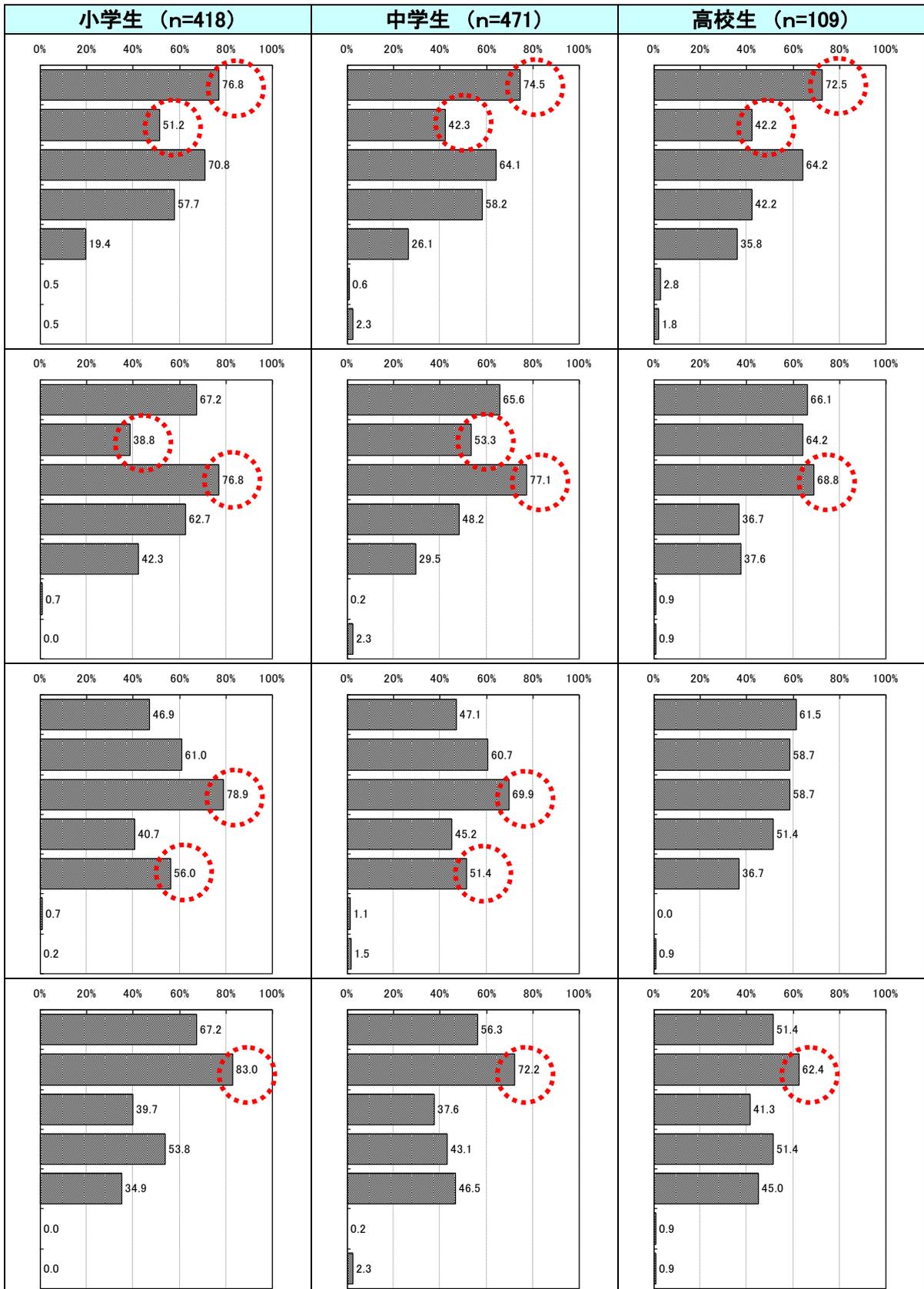
■アンケート調査概要

	市民アンケート	小学生アンケート
調査期間	平成 25 年 11 月 1 日～11 月 15 日 ※締め切り後、一定期間は回収を行った。	平成 25 年 11 月 1 日～11 月 15 日
調査方法	郵送配布・回収	教育委員会を通じて配布・回収
調査対象	雲仙市に居住する 20 歳以上の市民	雲仙市立小学校 20 校の第 5 学年の全児童対象
配布・回収数	有効回答者数 812 人(配布 2,500 人)	有効回答者数 418 人
有効回答率	32.5%	100.0%



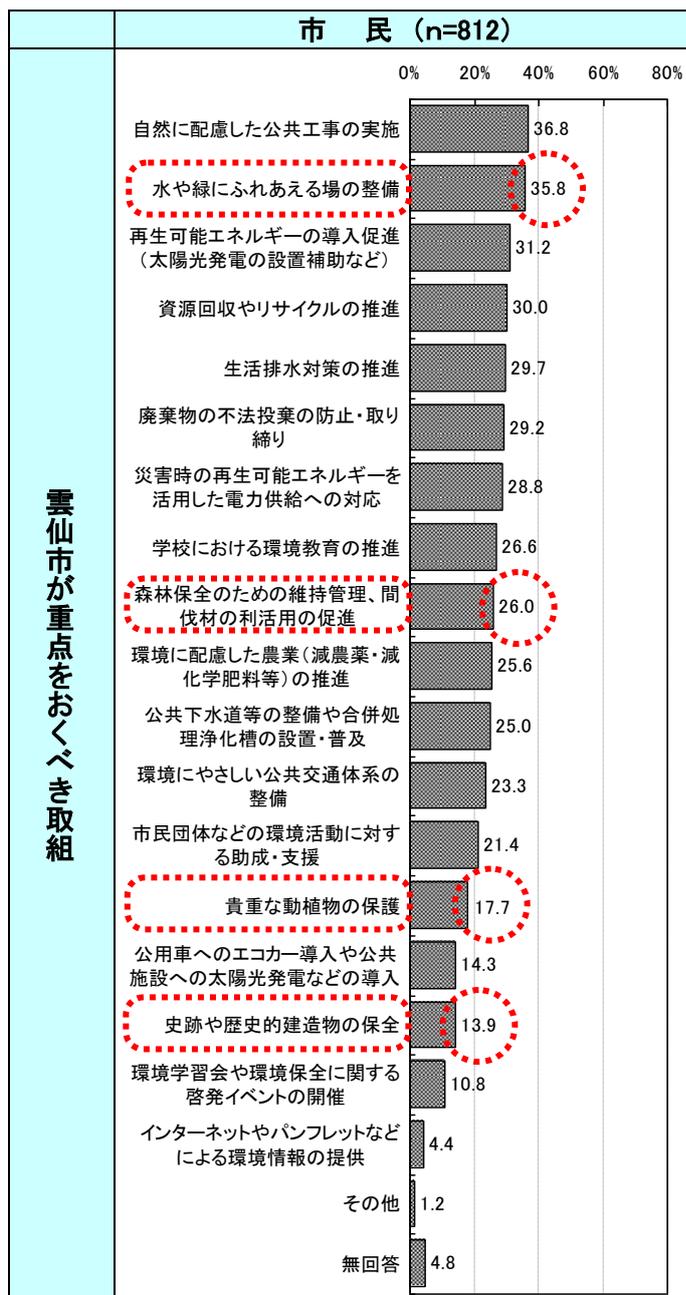
	中学生アンケート	高校生アンケート
調査期間	平成 25 年 11 月 1 日～11 月 15 日	平成 25 年 11 月 1 日～11 月 15 日
調査方法	教育委員会を通じて配布・回収	教育委員会を通じて配布・回収
調査対象	雲仙市立中学校 8 校の第 2 学年の全生徒対象	雲仙市にある高校 2 校 (国見高校、小浜高校) の第 2 学年の各 2 学級の生徒を対象
配布・回収数	有効回答者数 471 人	有効回答者数 109 人
有効回答率	100.0%	100.0%





(2) 雲仙市が重点をおくべき取組 市民(大人)と小中高生(子ども)の比較

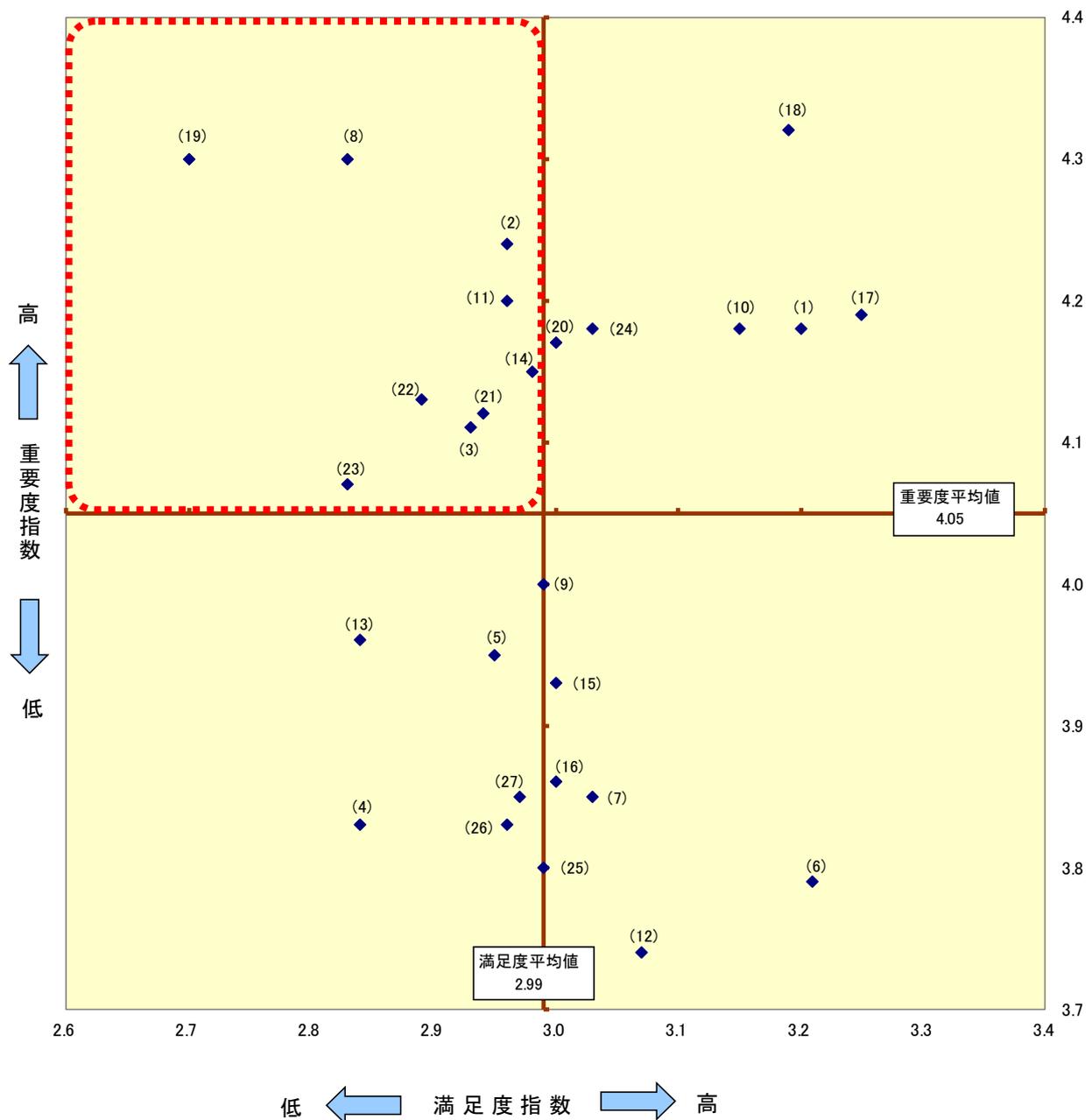
- 大人は、「自然に配慮した公共工事の実施」、「水や緑にふれあえる場の整備」、「再生可能エネルギーの導入促進（太陽光発電の設置補助など）」が上位を占めています。
- 子どもは、「水や緑にふれあえる場の整備」、「貴重な動植物の保護」、「史跡や歴史的建造物の保全」が多いです。





(3) 環境の取組についての現状の満足度と今後の重要度（市民）

- ・「重要度」が高く「満足度」が低く、なんらかの対応が求められる緊急性、必要性が高い取組は、「不法投棄の防止・取り締まり」と「歩行者の安全性・快適性」が特に際立っています。
- ・そのほかでは、「河川等の水辺の保全」、「砂浜と自然海岸の保全」の河川や海岸の保全、そして、「地球温暖化防止対策の推進」、「地球温暖化防止意識」、「再生可能エネルギーの利用」の地球環境に関するものです。



■施策項目（環境の取組について）

(1) 山々や森林等の自然の保全	(15) 環境保全型農業の推進
(2) 河川等の水辺の保全	(16) 節水や雨水の利用等の水循環対策
(3) 砂浜や自然海岸の保全	(17) ごみの減量化やリサイクルの推進
(4) 自然に親しめるレクリエーション施設等の整備	(18) ごみ分別のマナーの向上
(5) 農地の保全	(19) 不法投棄の防止・取り締まり
(6) 歴史文化財の保護や伝統文化の継承	(20) 省エネルギーの推進
(7) まちなみ景観の保全及び整備	(21) 太陽光発電・風力発電等再生可能エネルギーの利用
(8) 歩行者の安全性・快適性	(22) 地球温暖化防止対策の推進
(9) 公園・緑地の整備	(23) 市民の地球温暖化防止意識
(10) まちなかのごみ清掃、美化	(24) 学校での環境教育
(11) 下水道の整備等の生活排水対策	(25) イベントや講座等の市民の環境学習
(12) 自動車交通や工場等の騒音対策	(26) 環境情報の収集と提供
(13) いやなにおい（悪臭）の防止対策	(27) 市民や事業者等の環境保全活動
(14) 有害化学物質の環境汚染対策	

■満足度ランキング

順位	施策項目	満足度
1	(17) ごみの減量化やリサイクルの推進	3.25
2	(6) 歴史文化財の保護や伝統文化の継承	3.21
3	(1) 山々や森林等の自然の保全	3.20
4	(18) ごみ分別のマナーの向上	3.19
5	(10) まちなかのごみ清掃、美化	3.15
6	(12) 自動車交通や工場等の騒音対策	3.07
7	(7) まちなみ景観の保全及び整備	3.03
8	(24) 学校での環境教育	3.03
9	(15) 環境保全型農業の推進	3.00
10	(16) 節水や雨水の利用等の水循環対策	3.00
11	(20) 省エネルギーの推進	3.00
12	(9) 公園・緑地の整備	2.99
13	(25) イベントや講座等の市民の環境学習	2.99
14	(14) 有害化学物質の環境汚染対策	2.98
15	(27) 市民や事業者等の環境保全活動	2.97
16	(2) 河川等の水辺の保全	2.96
17	(11) 下水道の整備等の生活排水対策	2.96
18	(26) 環境情報の収集と提供	2.96
19	(5) 農地の保全	2.95
20	(21) 太陽光発電・風力発電等再生可能エネルギーの利用	2.94
21	(3) 砂浜や自然海岸の保全	2.93
22	(22) 地球温暖化防止対策の推進	2.89
23	(4) 自然に親しめるレクリエーション施設等の整備	2.84
24	(13) いやなにおい（悪臭）の防止対策	2.84
25	(8) 歩行者の安全性・快適性	2.83
26	(23) 市民の地球温暖化防止意識	2.83
27	(19) 不法投棄の防止・取り締まり	2.70

平均2.99

■重要度ランキング

順位	施策項目	重要度
1	(18) ごみ分別のマナーの向上	4.32
2	(8) 歩行者の安全性・快適性	4.30
3	(19) 不法投棄の防止・取り締まり	4.30
4	(2) 河川等の水辺の保全	4.24
5	(11) 下水道の整備等の生活排水対策	4.20
6	(17) ごみの減量化やリサイクルの推進	4.19
7	(1) 山々や森林等の自然の保全	4.18
8	(10) まちなかのごみ清掃、美化	4.18
9	(24) 学校での環境教育	4.18
10	(20) 省エネルギーの推進	4.17
11	(14) 有害化学物質の環境汚染対策	4.15
12	(22) 地球温暖化防止対策の推進	4.13
13	(21) 太陽光発電・風力発電等再生可能エネルギーの利用	4.12
14	(3) 砂浜や自然海岸の保全	4.11
15	(23) 市民の地球温暖化防止意識	4.07
16	(9) 公園・緑地の整備	4.00
17	(13) いやなにおい（悪臭）の防止対策	3.96
18	(5) 農地の保全	3.95
19	(15) 環境保全型農業の推進	3.93
20	(16) 節水や雨水の利用等の水循環対策	3.86
21	(7) まちなみ景観の保全及び整備	3.85
22	(27) 市民や事業者等の環境保全活動	3.85
23	(4) 自然に親しめるレクリエーション施設等の整備	3.83
24	(26) 環境情報の収集と提供	3.83
25	(25) イベントや講座等の市民の環境学習	3.80
26	(6) 歴史文化財の保護や伝統文化の継承	3.79
27	(12) 自動車交通や工場等の騒音対策	3.74

平均4.05



千々石海岸



雲仙地獄

3. 現況特性を踏まえた主要課題

3.1 雲仙市の概況

(1) 位置と沿革

雲仙市は、長崎県の南東部、島原半島の北西部に雲仙普賢岳を取り巻くように位置し、北に有明海、西に橋湾と2つの海に面しています。

隣接する市町村は、西は諫早市、東は島原市、南は南島原市にそれぞれ隣接しています。

愛野地域から長崎市まで約45km、諫早市まで約15kmの距離があり、長崎自動車道諫早ICから約25分、長崎空港から約45分の位置にあります。

市域は東西17km、南北24km、総面積(平成23年10月1日現在)206.92km²です。

平成17年10月11日に国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、南串山町の7町が合併し雲仙市となりました。

また、雲仙市は、日本最初の国立公園である雲仙天草国立公園の一角を占めていることや、貴重な地質資産である雲仙(日本地質百選)や千々石断層を含む島原半島ジオパーク¹¹⁾が日本で第1号の世界ジオパークに認定されていることでも有名です。



(2) 気象

雲仙市の気候は、平成11年～平成19年の平均値で、気温は1月の6.2℃～8月の27.6℃で推移してきているとともに、年間平均日照時間は2,500時間、年間平均降雨量は1,900mmをそれぞれ上回っており、温暖多雨の恵まれた気候です。

また、普賢岳山頂と海岸部では平均気温で4℃程度の差があります。

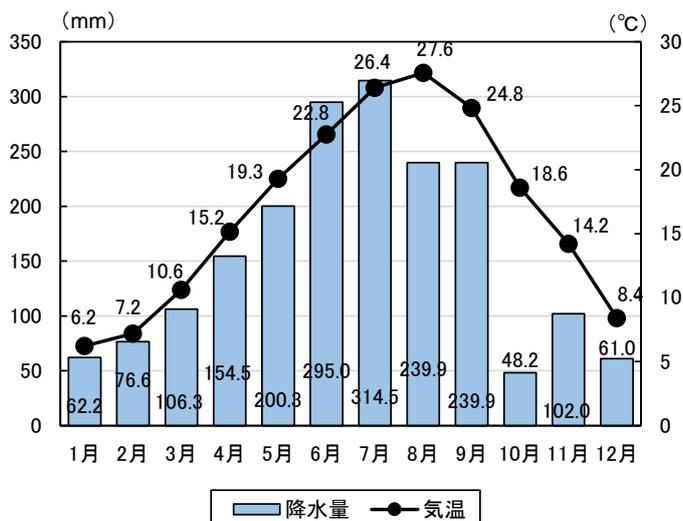


図 降水量と平均気温

*平成11年～平成19年の平均値

(資料：長崎県総合農林試験場愛野馬鈴薯支場調)

(3) 人口・世帯数

平成 22 年国勢調査の雲仙市人口は 47,245 人で、平成 17 年から 2,753 人の減少となっています。世帯数は 15,863 世帯で、増加傾向になっていますが、1 世帯当り人員は核家族化とともに減少傾向となっており、平成 22 年は 2.98 人となっています。

なお、住民基本台帳人口では、平成 26 年 9 月末現在、人口 46,578 人、世帯数 17,137 世帯、1 世帯当り人員 2.72 人で、人口減少と核家族化がさらに進行していると思われます。

また、年齢 3 階級別構成割合では、65 歳以上の高齢者割合が平成 22 年 28.8%で、増加傾向にあり高齢化が進行しています。15~64 歳の生産年齢人口と 0~14 歳の年少人口はともに減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

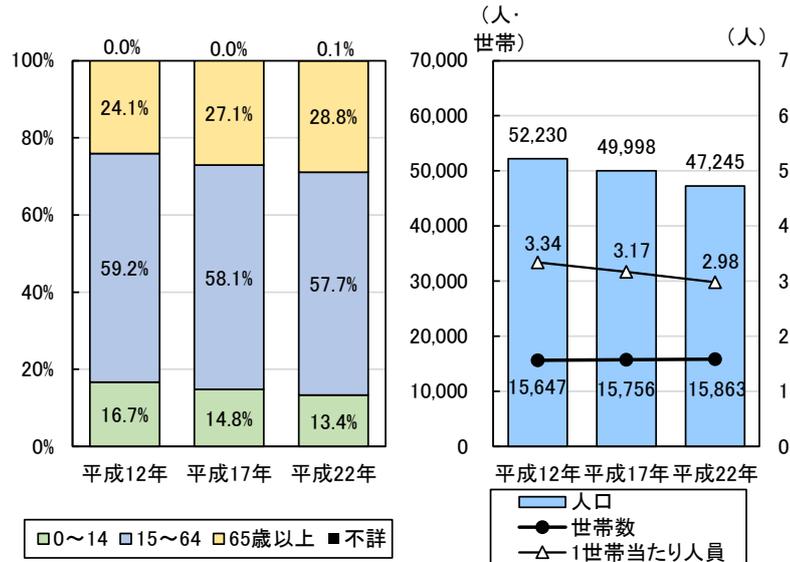


図 年齢3階級別人口及び世帯数の推移
(資料：国勢調査)

(4) 産業

平成 22 年国勢調査の雲仙市の就業者数は 23,337 人で、平成 17 年から 2,013 人の減少となっています。産業別では、第 1 次産業で 710 人、第 2 次産業で 839 人の減少となっています。

産業別構成比では、第 1 次産業 24.7%、第 2 次産業 19.8%、第 3 次産業 53.1%となっており、第 3 次産業が 5 割を越えています。

第 2 次産業の減少と第 3 次産業への移行が急速に進んでいることを示しています。

しかしながら、第 1 次産業は、約 25%を占めており、農業が雲仙市の基幹産業であり、県内でも有数の農業地帯であることを示しています。

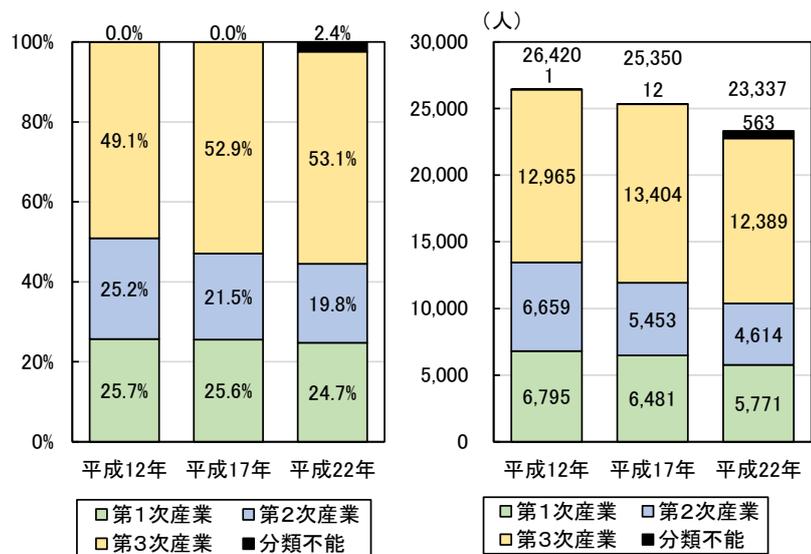


図 総就業者数の推移
(資料：国勢調査)

(5) 土地利用

雲仙市の地目別の土地利用面積の構成比（平成 23 年 1 月 1 日現在）は、山林が 19.7% と最も多く全体の約 2 割を占めます。次いで、畑が 18.5%、田 11.3% で、宅地が 5.7% となっています。

なお、その他が 38.6% となっていますが、その内訳は主に雲仙山麓の国有地や、道路、河川、学校等の公共用地、神社・仏閣等が含まれています。

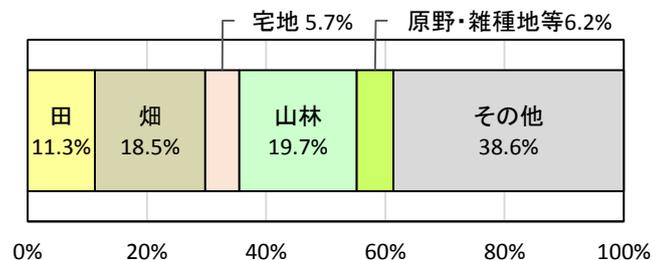


図 土地利用の状況

(資料：市民生活部 税務課（平成 23 年 1 月 1 日現在）)

(6) 交通

骨格となる主要道路は、島原半島海岸部を一周する国道 251 号、愛野から千々石、小浜及び雲仙を経て島原市にいたる国道 57 号、及び国見から雲仙を経て南島原市口之津町にいたる国道 389 号で構成されています。

また、公共交通機関として、島鉄バスによる路線バス、諫早～島原外港間を走る島原鉄道があり、通勤や通学を始めとする市民生活に欠くことのできない重要な交通手段となっています。



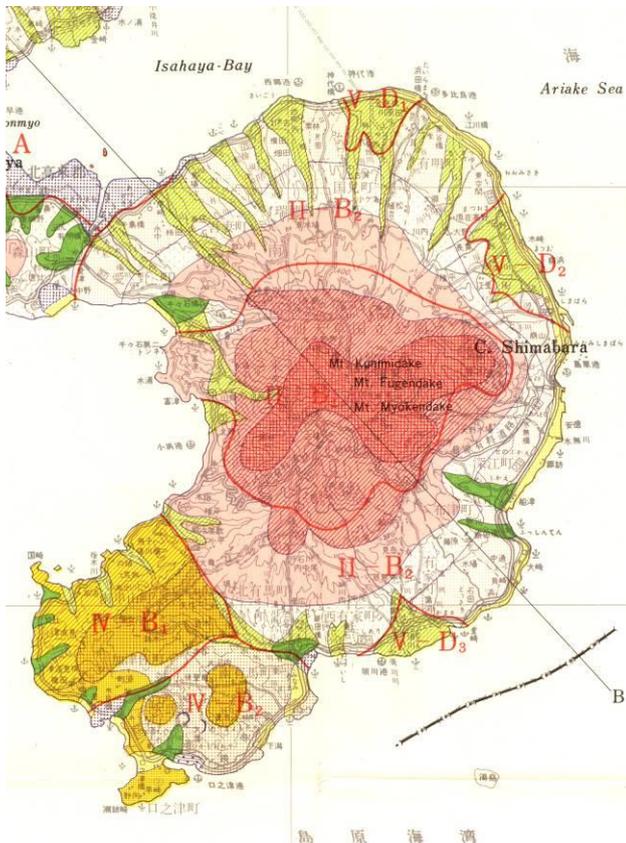
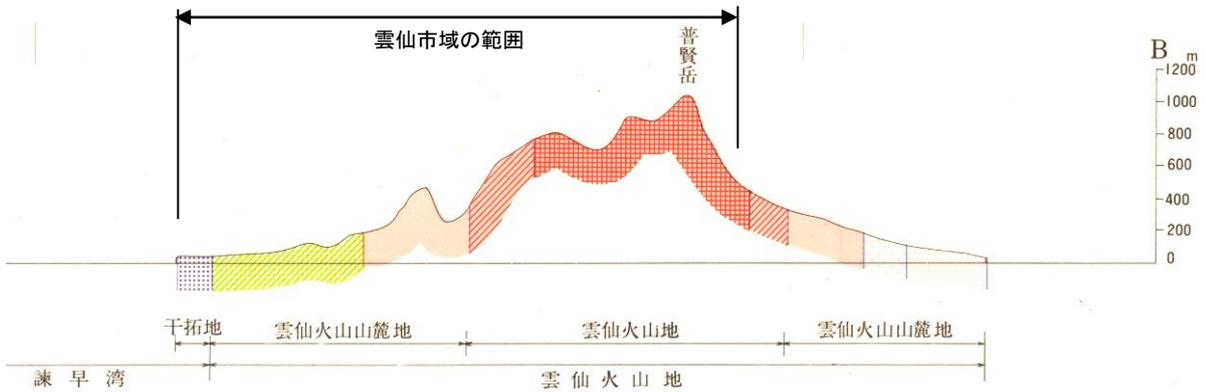
島原鉄道

3.2 地形地質の特性を踏まえた環境の主要課題

雲仙市の地形地質は、次図に示すように、雲仙火山地の上に市域が形成されていることに大きな特徴があります。

雲仙市北部の地形は普賢岳の北麓にあたる緩やかな山麓であり、火山地、火山山麓地の間に小河川沿いの扇状地性低地が形成されています。

南部の千々石地域、小浜地域は起伏火山地が海まで迫る急峻な地形をしています。



- | | |
|------------|---|
| 火山地 | |
| 大起伏火山地 | 起伏量 600m 以上の火山地で雲仙岳・多良岳の山頂部がこれに該当する。 |
| 中起伏火山地 | 起伏量 400~600m の火山地で、上記火山地のまわりおよび長崎火山の山頂部や平戸島の安満岳に分布する。 |
| 小起伏火山地 | 起伏量 200~400m の火山地で、雲仙・多良両火山の周辺部。長崎火山や離島の火山地がこれに相当する。 |
| 火山山麓地 (I) | 起伏量 100~200m の火山周辺の緩傾斜面で、雲仙・多良両火山地および宇久火山地の山麓がこれに相当する。 |
| 火山山麓地 (II) | 起伏量 100m 以下の火山山麓緩傾斜面で、上記山麓地 (I) のまわりに分布し、扇状地の形態から段丘地形へ移行している。 |
| 丘陵地 | |
| 大起伏丘陵地 | 起伏量 100~200m の丘陵地で、西彼山地の東岸・長崎半島の西岸・諫早西部・針尾島・九十九島の丘陵地がこれに相当し、五島では各瀬戸の周辺部および属島がこれに相当する。 |
| 小起伏丘陵地 | 起伏量 100m 以下の丘陵地で、上記大起伏丘陵地に隣接して散在する。 |
| 台地 | |
| 岩石台地 (上位) | 比高 200m 以上の岩石からなる台地で、北松山地の大地群および島原半島南部の大地がこれに相当する。 |
| 岩石台地 (中位) | 比高 100~200m の岩石からなる台地で、佐世保湾周辺・島原半島南部・壱岐の中央部や生月島の玄武岩からなる台地がこれに相当する。 |
| 岩石台地 (下位) | 比高 100m 未満の岩石からなる台地で、上記中岩石台地に隣接して分布するほか伊万里湾内に分布する島嶼群や五島列島の火山地の基礎部にみられ、対馬では北端や中央部の東岸に分布する。 |
| 低地 | |
| 扇状地性低地 | 扇状地の形態の明確なものは大村扇状地だけで、他は砂礫堆積の優位な県下の狭小な諸河谷がこれに相当する。 |
| 三角州性低地 | 低湿な沖積平野で、河谷の下流部にきわめて小規模ながら数多く分布している。 |
| 自然堤防 (砂州) | 海岸砂州で島原半島東部海岸および同半島南部や長崎半島の陸繋島をつなぐトンボロがこれに相当する。 |

島原半島の地形分類 (資料：土地分類図 昭和 50 年 国土庁土地局)

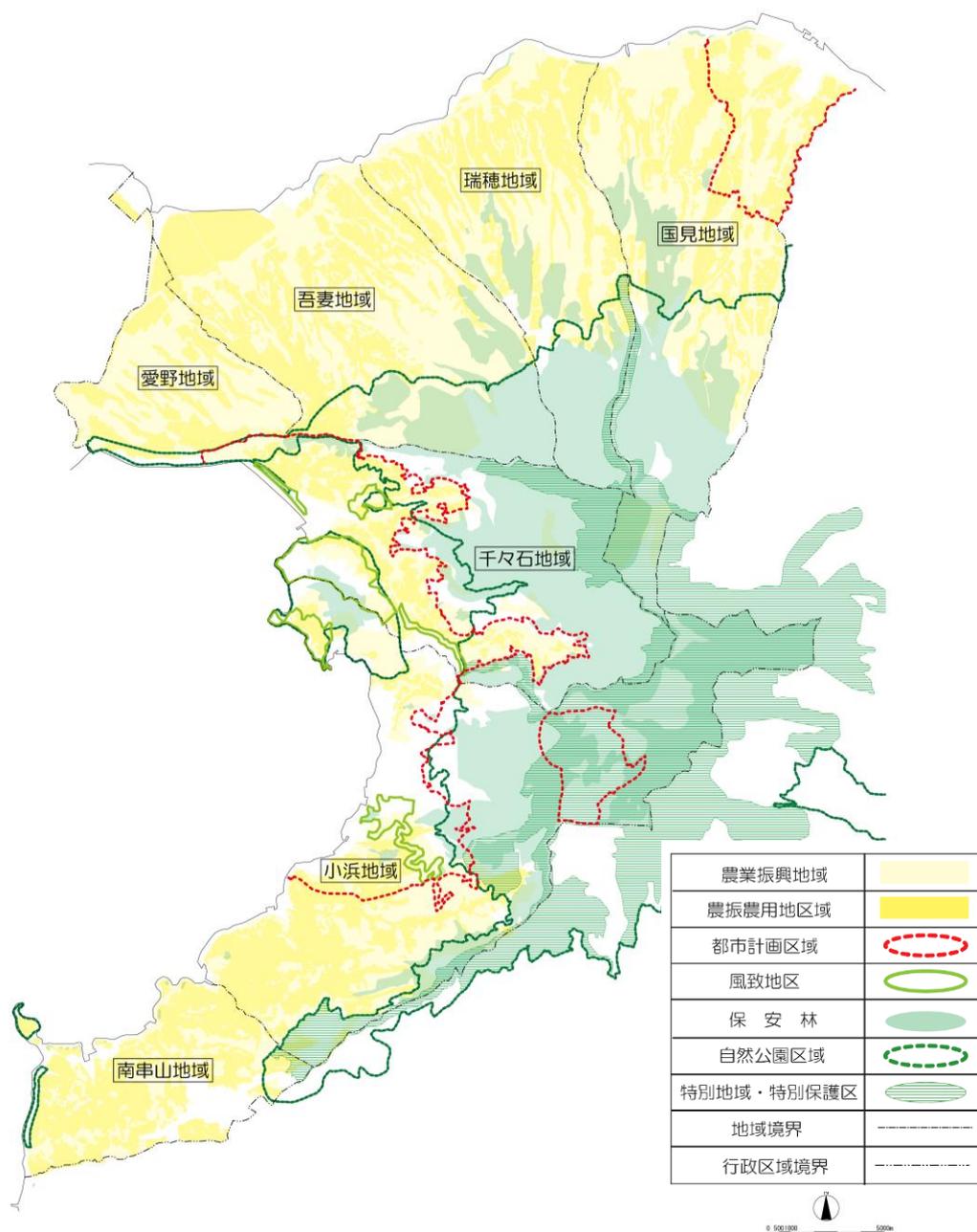
このような地形地質のもと、海岸沿いの平坦地では水田地帯、台地上では階段状の畑作地帯が広がり、中腹以上に森林が広がっています。小河川沿いの低地から台地にかけては水田・棚田として利用されているところが多いです。

法規制の状況図にあるように、平坦地、台地の田畑は農振農用地区域で、中腹以上の森林は保安林、さらに標高 300m~400m 以上は国立公園の特別地域・特別保護区です。農業振興地域が約 13,690ha(市域面積の約 66%)、このうち農振農用地区域が約 5,450ha 指定されています。

宅地は海岸沿いや小河川沿いの平地に集中するほか、台地上に農業集落が点在していますが、宅地の合計は約 1,200ha (5.7%) に過ぎません。

このような地形地質や土地利用が、自然環境を始めとする多くの環境を特徴づける大きな要因となっており、雲仙市の環境を考える際には、密接な関係にあるこの雲仙固有の自然との共存を十分踏まえることが不可欠です。

法規制の状況



(資料：雲仙市農村環境計画報告書より千々石都市計画区域を変更修正)

このような雲仙火山地の地形地質の特性と深く関わる自然環境や生活環境上の主要課題としては以下のようなことが挙げられます。

(1) 雲仙普賢岳の季節を彩る緑の保全

雲仙普賢岳の裾野に広がる山林のうち、標高 300~400mまでの森林の大半は保安林に指定されており、また雲仙天草国立公園特別地域・特別保護区内の森林です。国立公園第 1 号に指定されるだけの雲仙を象徴する優れた景観として価値を認められた森林です。

雲仙を代表する森林景観であり、市民が誇れる共有すべき自然景観の財産です。今後も、このような緑豊かな森林の保全を図るとともに、次世代に引き継いでいくための森づくりを進めていく必要があります。

特に、雲仙市の生活や生産を支える上水・農業用水を育む森であるとともに、希少な動植物を含む生きものが生息する森でもあり、命を育む、なくてはならない大切な緑であることを、子どもの頃から自然とふれあい親しむ中から感じ取っていくことが重要です。豊かな自然の恵みを受け、自然から学び、守り育てていく取組をしていくことが課題です。

(2) 水と緑の多彩な環境を育む農地・里山の保全

雲仙普賢岳の山腹から海岸部へ扇状地状に流れる河川のほとんどは延長が短く急勾配の小河川です。灌漑用のため池や雲仙普賢岳からの伏流水による湧水は小河川の水源となっているほか、一部農業用水としても利用されています。これら小河川や用水路、ため池などの水辺が、丘陵地に広がる農地の中を縫い、水田・畑などの田園景観や、棚田や段々畑などの変化に富んだ緑の景観、さらには里山や鎮守の森の緑などとも一体となって、水と緑の個性ある景観、環境を創出しています。

また、人による適切な管理によって成り立つ多様な環境が水と緑のネットワークを形成し、多くの生物の生息・生育の場となっています。

このような水と緑が織りなす豊かな景観、環境を育む農地や里山を保全していくことが課題です。

(3) 農業等に起因する水質の改善と水環境の保全

雲仙市では、下水道や浄化槽等の普及により、河川への生活排水の流入は徐々に軽減され、河川の水質は改善してきています。

一方、雲仙市の飲料水や農業用水は、急勾配の小河川が多く河川流水の利用が困難であることから、豊富な地下水や各地に分布する豊かな湧水が利用されています。

そのような中、雲仙市の基幹産業である農業において、農地への施肥や家畜排せつ物に含まれる窒素が硝酸性窒素等になって地下水に浸透し、地下水水質への影響や諫早湾干拓調整池、海域等の富栄養化の要因の一つとなっています。農業生産活動による地下水への影響が問題とされており、地下水保全に向けた全市的な対応が求められています。

このため、農業生産活動に起因する地下水・河川・海域・調整池への負荷の軽減を図るため、耕畜連携による資源循環型農業をより推進し、持続可能な環境保全型農業の推進を図ることが課題です。

3.3 地域のくらしや活動を踏まえた環境の主要課題

豊かな自然環境の恩恵を受けながら、市民がくらし、様々な事業活動が行われている中で、この恵まれた自然を大切にし次の世代へ受け継いでいくために、より一層、環境への負荷をかけないくらし方、活動の仕方が求められています。

そのような市民の生活や事業活動に関わる主に地球環境や資源循環、快適環境などの主要課題としては以下のようなことが挙げられます。

(1) 再生可能エネルギーの活用等による低炭素なまち¹⁶⁾や活動への転換

地球温暖化対策を推進する上で、エネルギー対策が大きな課題となっています。省エネルギーの推進とともに再生可能エネルギーの導入促進が重要となっています。特に、太陽光発電、風力発電、木質バイオマス¹⁸⁾発電が注目を浴び、太陽光発電は電力固定価格買取制度⁹⁾の導入により、大きく導入が進んでいます。

また、地震等の災害時の非常用電源として、再生可能エネルギーの重要性が認識され、地域における効率的なエネルギー利用のあり方が見直されてきているところです。

そのような中、雲仙市は、雲仙火山地の豊富な温泉エネルギーを生かしたバイナリー発電²⁰⁾など新たな再生可能エネルギーの導入の可能性に取り組み出しています。

今後も、小水力発電¹²⁾や地熱発電などの地域固有のエネルギー資源を生かした再生可能エネルギーを創出し、地域の様々な分野で使う、地産地消¹⁵⁾のエネルギー循環に取り組んでいくことが課題です。

さらに、市民生活や事業活動において、温室効果ガス削減のための地球温暖化防止の意識を高め、LED化などすぐに取り組めることから、省エネルギーのくらし方、事業活動を普及していくことも課題です。

(2) ごみ減量・リサイクルの推進

雲仙市では、市民の主体的取組によって、ごみの分別、リサイクルが積極的に行なわれています。

また、平成21年10月から、各家庭から出る廃食用油を回収し、温泉廃熱を利用したバイオディーゼル燃料製造装置でリサイクルして、市のゴミ収集車の燃料に利用する取組が官民連携で行なわれています。

しかし、このような家庭から出る廃食用油リサイクルや生ごみの堆肥化などの取組参加は少なく、広く浸透していません。

ごみを出さない、減らしていく意識を持ち、市民、事業者が生活スタイルや事業活動を見直していくとともに、身の回りの身近なところでできること、地域や市民同士のつながりの中でできることにも関心を持ち、互いに連携して取り組んでいくことも積極的に関与していく必要があります。

また、不法投棄防止や地域の清掃活動に市民や事業者が積極的に参加し、地域全体で取り組んでいくことも課題です。

(3) 自然景観、農村景観と一体となった歴史・文化資源の保全と継承

雲仙市には、国指定の文化財である国見町神代小路伝統的建造物群保存地区をはじめとする歴史的建造物や、文化財、伝統芸能、社寺など多数の歴史・文化資源が各地にあります。

これらの歴史・文化資源は、各地域の農村集落の営みや地域住民の生活の中で受け継がれてきたもので、それを取り巻く農地や山林、周辺集落の環境と一体となって保全されてきたものです。

また、歴史・文化資源は、地域住民の誇り、地域の愛着を感じるよりどころともなっています。

したがって、歴史・文化資源を保全するということは、それを取り巻く地域の自然景観や農村景観も含めて保全していくことにつながり、地域の誇りや愛着を感じられる景観を守り育てていくことにもつながります。

このような地域固有の貴重な歴史・文化資源を、それを取り巻く自然景観や農村景観も含めて地域の誇れる財産と捉え、保全・継承を図ることが課題です。

（４）多様な連携・協働による環境保全活動の推進

雲仙市では、南串第一小学校のビオトープ「ホタルの里」、国見烏兔神社の「紅葉の里づくり」、国見で行われている「浜の田川をきれいにする会」の活動や「ひがしさと環境大学」、棚田百選に選ばれた千々石岳地区の棚田（清水棚田）で行われた「棚田サミット」、さらに小浜小田山地区で行われている「Eキャンレッジ」による地域力再生プロジェクトなど、地元住民や都市住民との交流・協働による環境保全活動が各地で行われています。

このようなイベント・交流活動等を通じた地元住民と都市住民が一体となった環境保全活動の展開は、農業人口の減少や高齢化が進み、農村環境の維持・管理が困難となっている現在、極めて重要な取組の一つです。外部の手を借りながら、地域活力を維持していく取組が求められています。

このように、地域のくらしや営みを維持していくとともに、豊かな環境を保全していくためにも、さまざま形で雲仙市が誇れる環境のすばらしさとその保全継承をアピールし、多様な主体間の連携を強め、協働の輪を広げていく取組を推進していくことが課題です。



ボランティア活動（河川清掃）

4. めざす環境像・環境目標

4.1 環境像

雲仙市は、雲仙普賢岳がそびえる島原半島の西部に雲仙普賢岳を囲むように位置し、北岸は有明海に、西岸は橘湾に面しています。

険しい雲仙普賢岳山頂より火山山麓に至る火山地形が、北西部では海岸へ扇状地状に広がり、また南部では山麓が直接に海へと迫り、扇状地の裾野の緩やかな低地や丘陵地を中心に農地や市街地などが形成されています。

このような火山地形の半島部が周囲の海に面し、自然と対峙しながら形成されてきたのが雲仙市固有の環境であり、変化に富んだ地形や日常生活の中で、水と緑の豊かな自然環境を享受できる恵まれた地域です。自然と生命を敬い慈しみ、豊かな自然に抱かれながら四季折々のくらしを楽しむ、ごく“自然な”生活ができるところに雲仙市の持っている本当の良さ、多様性があります。

そのような自然をよく知り、環境と共生しながらまちを築き上げてきた先人たちの知恵と伝統を今一度振り返り、次世代へ発展させていく「環境と共生する先進的な都市づくり」をめざすことが求められます。

そして、物の豊かさから心の豊かさへと人々の幸せの価値観が変化していくなかで、人と人とのふれあいや自然とのかかわりを通じて、人々がいきいきと楽しみながら真の幸せを感じられる都市をつくっていくことが必要です。

さらに、今後は地球温暖化対策をはじめとする環境問題への取組が地球規模で求められており、市民一人ひとりが地球上の一員として、地球環境に対する価値観を共有し、自ら実践していくことがより一層必要となっています。

このような中、雲仙市では、全市民が環境問題に向き合い、地球温暖化問題や廃棄物問題などの解決に向け取り組んでいく決意として、平成24年に「雲仙市環境都市宣言」を行い、その後も環境施策に積極的に取り組んできました。

「雲仙市環境都市宣言」では、「四季を肌で感じる雲仙岳と夕陽の映えるまち」「温泉の湯けむりが立ちのぼる癒しのまち」「有明海・橘湾の幸と恵み豊かな大地のまち」という豊かな自然に恵まれた雲仙市の季節と自然のイメージをわかりやすく表現しています。

以上から、雲仙市では、自然とのふれあいを通じて、市民一人ひとりが心の豊かさを感じながら、みんなで協働して市民生活や都市活動を環境にやさしいスタイルに積極的に変革し、次世代へ継承していく、環境と共生する先進的な都市づくりに取り組んでいくこととし、「雲仙市環境都市宣言」を踏襲し、雲仙市のめざす環境像を次のとおり設定します。

<雲仙市がめざす環境像>

人と自然が共存する ^{うるお}潤いのまち雲仙

雲仙市環境都市宣言

～人と自然が共存する



潤^{うるお}いのまち雲仙～

四季を肌^{はだ}で感じる雲仙岳と夕陽の映えるまち
温泉の湯けむりが立ちのぼる癒^いしのまち
有明海・橘湾の幸と恵み豊かな大地のまち

雲仙市は、日本で最初に指定された雲仙・天草国立公園を有する自然豊かなまちです。わたしたちの先人は、この恵まれた自然を守りその恩恵^{めぐみ}を受けながら、自然とともに生きてきました。

わたしたちは、これからもずっと自然を守り育て、みんなで協力してかけがえのない雲仙市を未来の子どもたちに伝えることを宣言します。

- ・わたしたちは、環境の大切さを考え、学び、ともに行動します。
- ・わたしたちは、豊かな自然と歴史・文化に触れ、守り、未来の子どもたちに伝えます。
- ・わたしたちは、みんなの知恵と工夫で、物やエネルギーを大切にし、心豊かで幸せな生活をめざします。
- ・わたしたちは、訪れる人たちに感動と、くつろぎを与えるあたたかいまちをつくれます。



4.2 基本方針

「基本方針」は、雲仙市がめざす環境像を、より具体的な目標として示す「環境目標」の設定にあたっての考え方を示したものです。

■【自然との共生】 自然環境と生活環境を一体的に捉えて自然との共生をめざす

川や海、森林等の私たちを取り巻く自然（自然環境）の豊かさは、多くの市民の共感を呼び、市民共有の財産として認知されており、保全継承していくことが共通認識となっていると思われます。

また、水質、大気、騒音・振動、悪臭、環境汚染といった私たちの生活にもっとも身近な環境（生活環境）では、水質と大気への関心が市民アンケートの上位を占めており、恵まれた豊かな自然環境と一体に生活環境の保全を図るべきものとして認識されているようです。

そのような傾向が、市民アンケート調査や小中高生アンケート調査においても、他の環境分野と比較し群を抜いた支持を得ていることからわかります。

したがって、自然環境と生活環境を相互に連携させながら見ていくことで、「自然との共生」をめざした環境目標を検討する必要があると考えます。

■【環境にやさしい暮らしとまち】 地球環境と資源循環、快適環境を一体的に捉えて環境にやさしい暮らしとまちをめざす

雲仙市のまち（市街地）の規模は小さく、7町が半島周囲の海岸部に分散して市街地が形成されています。市街地周囲には丘陵、山腹にかけて農地や森林が広がり、それら自然と共存した都市的土地利用が展開しています。

私たちの生活や事業活動の営みは、狭い範囲の市街地部では、先人たちの知恵と工夫で上手に周囲の環境と共存しながら、連綿と引き継がれてきたものと思われます。

地球環境と資源循環、快適環境、これらは市民生活や事業活動等との関わりの中で考えていくべき環境の分野です。そうした意味では、それぞれを切り離して考えるのではなく、相互に連携させ、それらを取り巻く自然との関わりの中で考えていく必要があります。

したがって、地球環境と資源循環、快適環境を相互に連携させながら見ていくことで、「環境にやさしい暮らしとまち」をめざした環境目標を検討する必要があると考えます。

4.3 環境目標

「環境目標」とは、雲仙市がめざすべき環境像を、より具体的な実現すべき目標として示したものであり、今後、環境に関する取組や施策を実行した成果として実現できる環境の具体的な状態を表現したものです。

雲仙市では、次の6つの環境目標を掲げ、環境像の実現に向けて取り組んでいきます。

環境目標1 豊かな自然環境との共生が実現しているまち

雲仙市は、市域の約9割以上が農地や森林などの自然的土地利用となっており、標高300m～400m以上の雲仙普賢岳の山腹に広がる国立公園内の森林は、上水、農業用水の水源の森や、四季折々の緑と自然を楽しむ森として活用されています。

農地が広がる丘陵地には、小さな河川も多いことから希少野生生物を含む多様な生きものの生息・生育地となっています。さらに起伏の富んだ地形が、橘湾に面する海岸線の自然や景観を特色づけています。

これらの豊かな自然環境は、私たち市民共有のかけがえのない財産であり、それを守り次世代へと伝えていくことは私たちの使命であると考えます。

以上から、多様な生物の生息・生育地でもある森林の水と緑の環境を保全するとともに、市民が自然と親しむことのできる場や自然とふれあう機会を創出し、自然環境と共生したくらしの実現を目指します。



「長崎県のだんだん畑十選」認定の地（はたけじっせん 辺木・へき ことげき 小竹木地区）



白雲の池

環境目標2 安全な生活環境が実現しているまち

市民が安心して日常生活を送るためには、水質や大気、騒音、悪臭、環境汚染等に対し、安全かつ健全な生活環境が確保され、健康が守られていることが前提となります。

特に、雲仙市においては、島原半島全体の問題でもある農地への施肥、家畜排せつ物、生活排水や工場排水などに含まれる窒素が土壤に浸透し、硝酸性窒素に変化し、地下水への環境負荷をもたらしている問題があります。

そのためには、農業はもちろん、社会経済活動やライフスタイルの変化に伴い工場・事業場や家庭生活等から排出される排水の水質改善が必要です。

以上から、人の健康被害や生活環境への環境負荷の防止に取り組み、人間の生命を維持する上で必要不可欠な水や大気等の自然循環の大切さを再認識し、安全で良好な生活環境の実現を目指します。

環境目標3 地球にやさしい環境が実現しているまち

東日本大震災を契機に、国民のエネルギーへの関心が高まっており、また、国においても再生可能エネルギー導入拡大に向けたエネルギー政策の大幅な転換を進めつつあり、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入促進に向けた、官民協働の取組が非常に重要となっています。

地球温暖化対策を推進するためには、地域のきめ細やかな環境行政の担い手として、基礎自治体である市が率先して行動することも不可欠ですが、それと同時に市民一人ひとりの協力や事業者の主体的な参画が極めて重要になります。

雲仙市の地球温暖化対策は、市民や事業者に対する啓発も含めて、市民のくらしや事業者の事業活動において、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの取組を推進するとともに、市域全体の低炭素型のまちづくりへの転換に取り組んでいくことが必要です。

以上から、一地域の環境問題にとどまらず、地球規模の環境問題として、私たち一人ひとりが自覚し、将来の世代に恵み豊かな環境を引き継いでいけるよう、地球にやさしい環境の実現を目指します。



ほっとふっと105



小浜バイナリー発電所全景

環境目標4 健全な循環型社会が実現しているまち

市民が環境に負荷をかけない快適な日常生活を送るためには、ごみの減量化・リサイクル等の推進に積極的に取り組んでいくことが重要です。家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれの削減を地域一体となって推進していくことが必要です。また、産業廃棄物に関しても排出事業者が責任を持って適正な処理をしていくことが必要です。

そして、市民や事業者が主体的にごみ排出削減に責任を持ち、自らの生活スタイルや事業活動を見直し、資源の無駄使いをなくし、ごみを作らない、出さない意識を持つことが求められます。

一方で、山間部や人目につきにくい耕作放棄地等を中心とした不法投棄が問題となっています。不法投棄を防止するためには、個人のモラルの向上はもちろんですが、自分たちの暮らす地域を不法投棄から守るという意識も必要です。貴重な自然を守る地域での見守り体制も必要です。

さらに、節水や水資源の確保・循環等にも配慮し、資源を大切に使うことが求められます。

以上から、ごみの減量化及び資源化とともに、不法投棄を防止し、ごみの適正な処理に取り組み、資源を大切にする健全な循環型社会の実現を目指します。

環境目標5 水と緑に囲まれた快適な環境が実現しているまち

雲仙市は、温泉を含め豊かな水と恵まれた緑に囲まれ、棚田などの独特の個性ある景観を創り出しています。

水と緑のうるおいあふれるまちとし、まちの景観を魅力あるものにしていくことが求められます。

また、古い町並みや寺社を中心とした歴史的な建物や文化財、各地の農村集落に伝わる伝統芸能、祭りなどが多数あり、それらを取り巻く自然や集落での生活とが一体となって、歴史や文化を感じられる環境が形成されています。

学校や地域が連携して子どもたちへの継承を行い、地域が主体となって歴史文化の保全・継承に取り組んでいくことが必要です。

以上から、市街地においては、水と緑の保全・創出や地域の歴史文化資源の継承を促し、そこで暮らす人たちも訪れた人たちも、うるおいとやすらぎを実感できる快適な環境の実現を目指します。



古い町並み 雲仙市神代小路地区



鍋島邸のツツジ

環境目標6 市民・事業者・行政の協働が実現しているまち

雲仙市における環境保全活動は、風光明媚な海岸や棚田、段々畑の保全などの当事者のみならず、イベント・交流活動を通じて他の人が参加できるよう取り組まれており、さまざまな連携が展開されています。このような市民や事業者の自主的な環境保全活動をサポートすることが必要です。

また、環境保全活動への取組を促進していくためには、地域の誇れる財産・環境への理解を深めていく環境教育や環境学習が重要な役割を担っています。気づき、考え、行動する人を育てていくことも大切です。

このような主体的に行動する市民や事業者を支援する仕組みを整備しながら、市民・事業者・行政が協働して取り組むパートナーシップ¹⁹⁾体制を構築する必要があります。

以上から、私たち市民一人ひとりも責任を持ち、主体的に環境保全活動に取り組むとともに、市民・事業者・行政が連携して取り組む協働の実現を目指します。



郷土史・歴史資料館の活用



環境教育（海岸清掃）

4.4 リーディングプロジェクト

環境基本計画においては、実施する施策・事業が行政各分野にわたり広範囲で、実施する主体も多岐にわたっているため、施策・事業の実行が各部署に委ねられ実施状況や実施効果が見えにくく、連携して進めることが難しいという課題を抱えています。

また、継続して取り組むことが難しく、進捗度も施策間で差が出てきて、施策目標全体としての進捗度が見えにくくなってしまおうという問題もあります。

そのため、2つの基本方針について、次のような視点から、複数の関連する環境目標や施策目標においてそれぞれが相互に連携し、先導的に環境の保全と創造を牽引していく取組を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、総合的、効果的に計画を推進していきます。

リーディングプロジェクトとしては

- テーマ性と実施の効果、雲仙市の取組としてアピール性があるもの
- 市民、事業者、行政等の多様な主体の協働が必要なもの
- 施策が多く分野にまたがり複合的で、かつハードとソフトの施策の連携が必要なもの
- 環境部署が他部署と連携しながら、責任をもって主導、遂行する必要があるもの

雲仙市では、次の2つのリーディングプロジェクトを推進します。

(1) 自然共生推進リーディングプロジェクト

雲仙市の誇れる魅力であり財産である自然との共生を、地域のくらしや営みと一体になって、交流や連携を通じて新たな魅力として引き出し、自然共生のまちづくりを進めるものです。

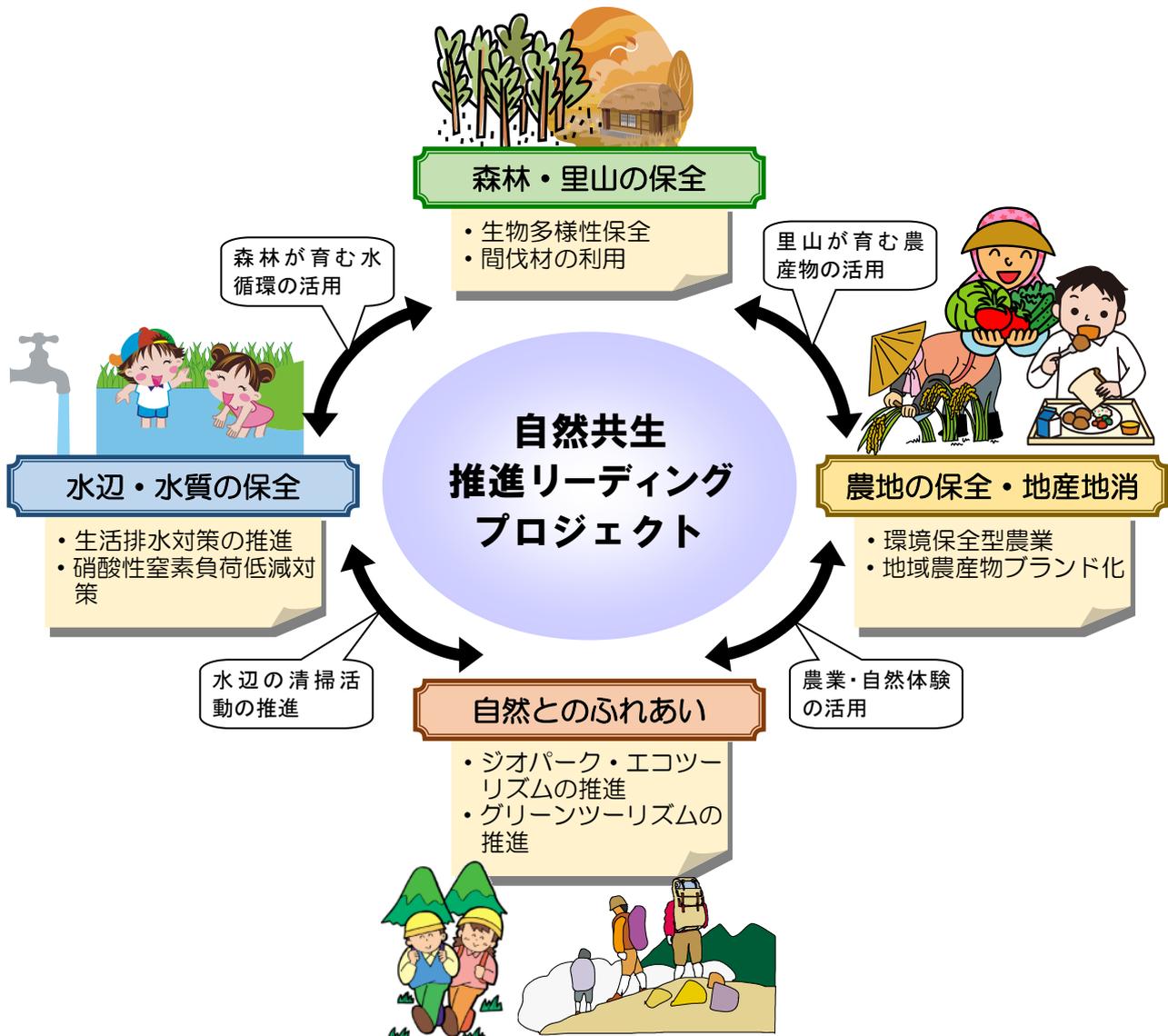
(2) エコまち推進リーディングプロジェクト

低炭素や資源循環の市民や事業者のエコなくらしや活動を、地域エネルギーや地域資源の活用とも連携しながら、新たなまちの魅力として引き出し、アピールしていくものです。

(1) 自然共生推進リーディングプロジェクト

取組の概要

取組テーマ	取組概要
森林・里山の保全	森林や里山が有する多面的機能を維持するため、間伐材の利用促進による森林の維持管理と保全を図るとともに、多様な生き物が生息する場となる里山の保全を図り、生物多様性 ¹³⁾ 保全を図る。
農地の保全・地産地消	環境保全型農業により安全・安心な食の地産地消を進めるとともに、地域固有の農産物を生産し、地域農産物のブランド化を推進する。
水辺・水質の保全	家庭等での生活排水対策を推進するとともに、農業での硝酸性窒素負荷低減対策を推進し、きれいな水環境で安全な水資源の確保を図る。
自然とのふれあい	ジオパーク・エコツーリズムやグリーンツーリズム ⁸⁾ の推進を通じて、自然とのふれあいの機会を増やし自然との共生を図る。

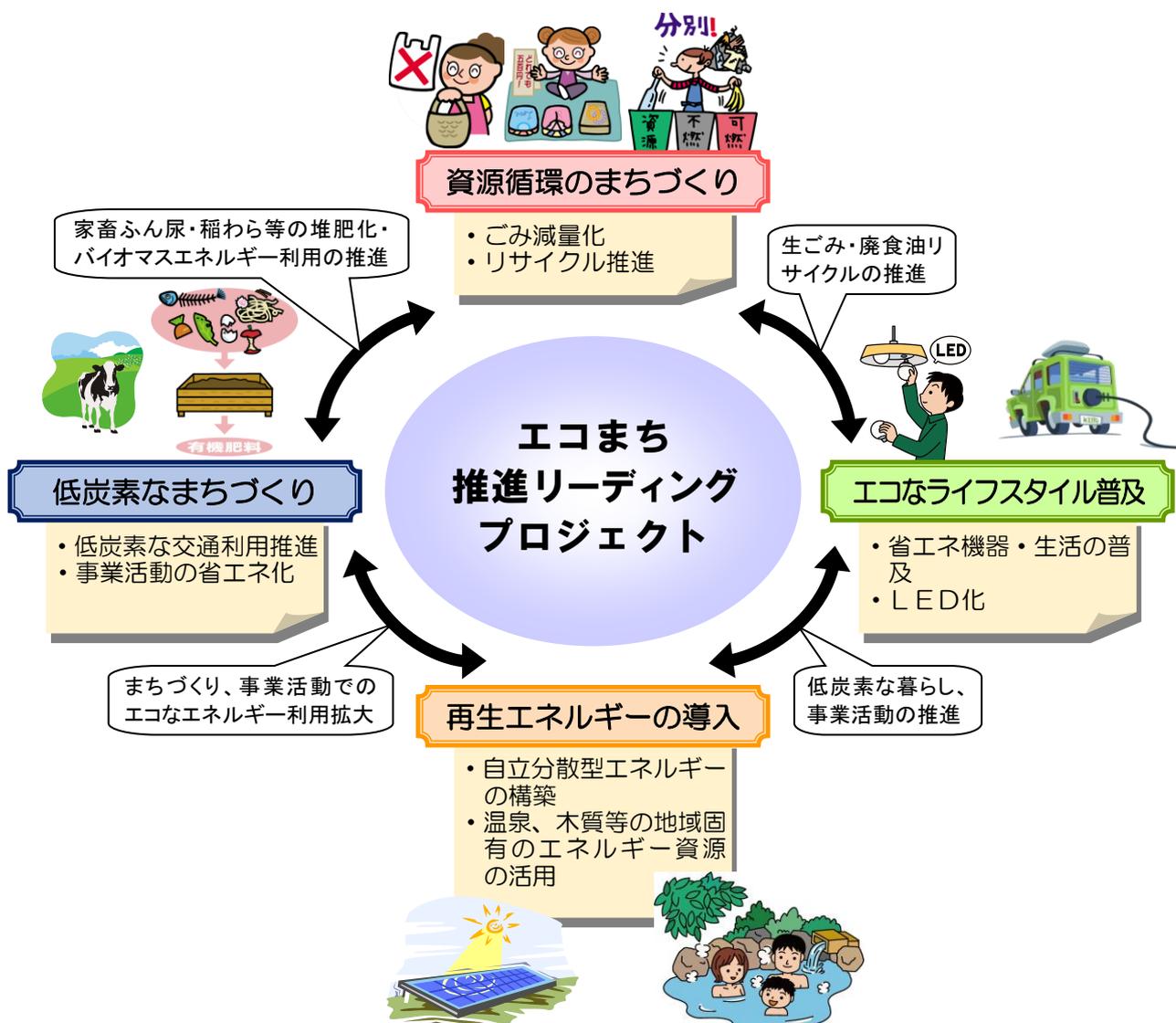


(2) エコまち推進リーディングプロジェクト

取組の概要

取組テーマ	取組概要
資源循環のまちづくり	日常生活や事業活動のごみ減量化やリサイクル推進など4Rを推進する。
エコなライフスタイル普及	LED化等の省エネ機器の導入や省エネ生活の普及を通じて、市民一人ひとりが低炭素なライフスタイルの転換を図る。
低炭素なまちづくり	低炭素な交通利用推進や事業活動の省エネ化を推進し、低炭素なまちづくりを進める。
再生エネルギーの導入	温泉、木質等の地域固有のエネルギー資源の活用し、再生可能エネルギーの地産地消、災害にも強い自立分散型エネルギーシステムの構築を図る。

※ 4Rとは、リフューズ(Refuse)「断る」、リデュース(Reduce)、「減らす」、リユース(Reuse)「再使用する」、リサイクル(Recycle)「再生利用する」の4つの頭文字をとったもの



5. 環境施策

5.1 環境基本計画の計画体系

それぞれの環境目標実現に向け、特に雲仙市で重視する施策目標を打ち出していきます。

施策目標とは、環境目標の中で特に実現したい具体的目標であると同時に、その施策目標の実現のために、何を実行すべきか、メリハリのある重点を絞り込んだ基本施策の方向性を示したものであると言えます。目標と施策の両方の意味合いを持っています。

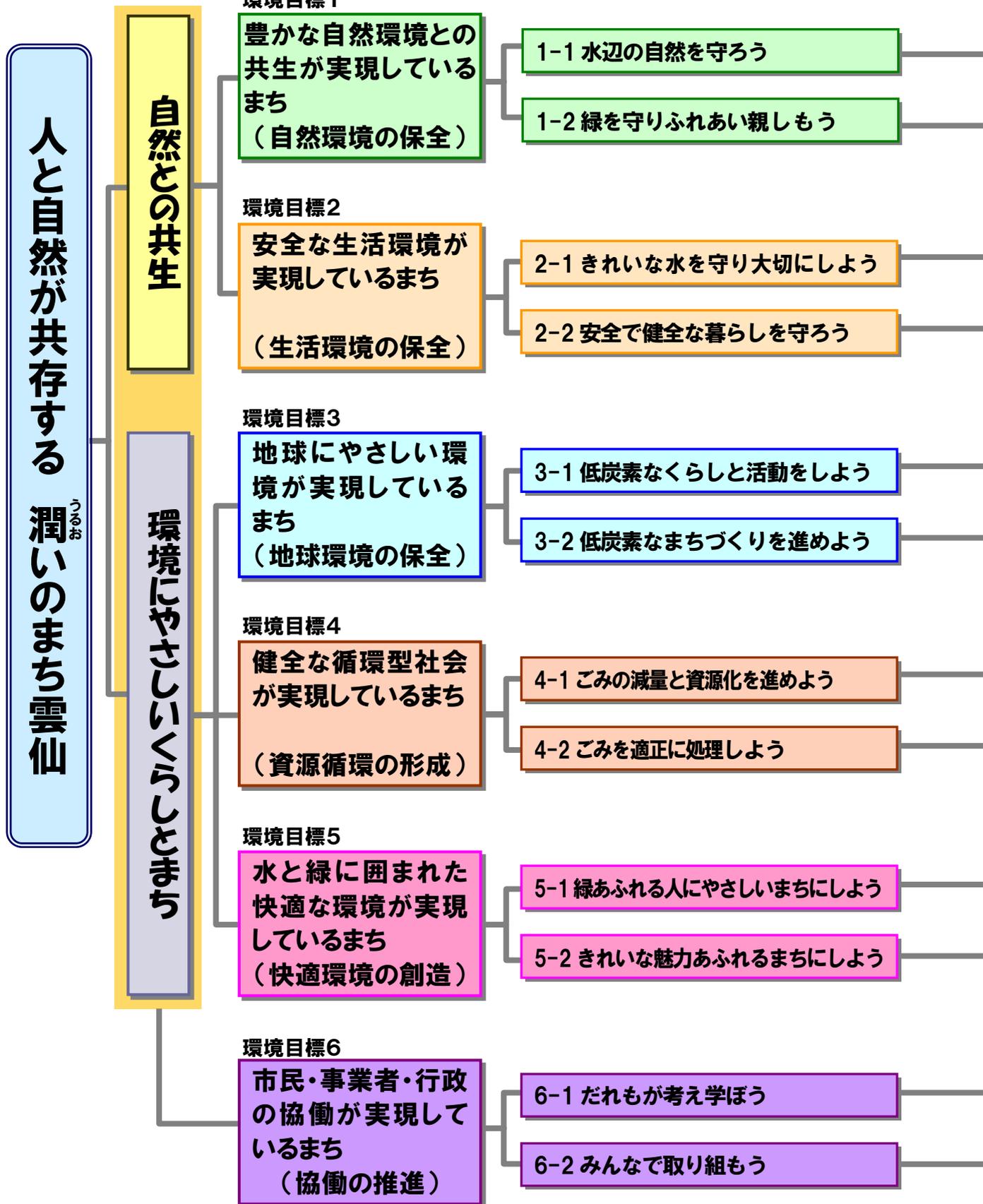
これらを市民アンケート調査と庁内各課への課題目標調書等を踏まえながら検討していきます。

このように、実現をめざす目標像とその達成のために実施する施策を、目標—施策の関係で明確にした計画体系を構築します。



平成新山

【環境像】【基本方針】 【環境目標】 【施策目標】



【基本施策】

河川等の水辺保全 / 海岸等の保全

森林の保全・育成 / 農地の保全 / 自然とのふれあい

生活排水対策の推進 / 地下水の保全 / 水資源の有効活用

大気の保全 / 環境汚染の防止

低炭素な暮らしの推進 / 低炭素な事業活動の推進

再生可能エネルギーの導入推進 / 低炭素な交通対策の推進

ごみの減量推進 / ごみの資源化推進

ごみ出し分別の徹底 / 不法投棄の防止

歩行空間の整備 / 公園整備・緑化

まちの景観・美化 / 歴史文化の保全

環境教育・学習の推進 / 環境情報の充実

環境保全活動の推進 / パートナーシップ体制の推進

5.2 環境施策の推進

環境目標 1 豊かな自然環境との共生が実現しているまち(自然環境の保全)

施策目標 1-1	水辺の自然を守ろう
-----------------	------------------

現状・課題

【河川清掃】

雲仙市内の河川等において年 1 回、河川敷の除草、清掃作業等を各自治会へ助成金を出し実施してきているが、住民の高齢化に伴い、今後継続可能か、これまで同様に大掛かりな市民の協力が得られるかが課題である。

【自然に配慮した河川整備】

河川整備において、河川の河床は自然のままとし、魚道整備や護岸のブロックは藻が生えるように整備することで、自然に配慮した河川環境を維持してきている。

【漂流漂着ごみ】

雲仙市の海岸に漂着したごみを県の補助金を活用して回収しているが、季節や場所により漂着ごみ量が変動するためより効果的な事業の実施が課題となっている。

【漁港海岸高潮対策】

海岸保全施設を整備し、背後地への台風及び波浪による高潮・越波を防止し、地域住民の生命・財産の保全を行うため、護岸整備を実施している。

取組目標

多くの生き物や自然とふれあえる川にしよう

漂着ごみのない自然が残る海岸にしよう

基本施策

(1) 河川等の水辺保全

市の施策	担当課
①河川清掃助成事業 ・自治会による定期的な河川清掃を継続して助成し、河川の維持管理、保全を図る。	道路河川課
②災害復旧事業・河川護岸維持補修工事 ・自然に配慮した護岸整備により、水生生物の生息環境の保護及び自然保全を図る。	道路河川課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・水辺環境の保全や再生に協力します。	●	●
・河川、用水路などの浄化に協力します。	●	●
・河川の清掃活動に参加します。	●	●
・河川、小川を美しく保つための美化運動を支援します。		●

(2) 海岸等の保全

市の施策	担当課
①漂流漂着ごみ撤去事業 ・県の補助金を活用し、漂着ごみの回収処理を継続して実施する。	環境政策課
②漁港海岸高潮対策事業 ・高潮対策として護岸の嵩上げや消波対策等を実施する。	農漁村整備課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・海岸の漂着ごみなどの清掃活動に参加します。	●	●

数値目標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値	中間目標値	目標値	
		(平成 25 年度)	(平成 31 年度)	(平成 36 年度)	
河川清掃実施回数	過去 3 カ年の平均数	9件	10件	10件	➔
河川護岸維持補修箇所数	過去 3 カ年の平均数	10箇所	20箇所	20箇所	➔
海岸保全施設整備計画延長		—	1,356m	—	➔
河川等の水辺の保全の満足度(市民意識調査)	平成 25 年市民意識調査の満足、やや満足の計	20.7%	35.0%	50.0%	➔



自治会の河川清掃



漂流漂着ごみ清掃

環境目標 1 豊かな自然環境との共生が実現しているまち(自然環境の保全)

施策目標 1-2

緑を守りふれあい親しもう

現状・課題

【森林の保全・育成】

市有林は約 10ha/年の利用間伐を中心に実施しているが、間伐材の有効活用が課題である。また、竹林の増加による山林の荒廃が進んでおり、竹の伐採と竹炭、土壌改良資材や空気清浄化材等の伐採した竹の活用が課題である。

【環境保全型農業】

エコファーマー⁵が中心になって、「土づくり」「化学合成農薬の削減」「化学肥料の削減」の環境保全効果の高い営農活動に取り組んでいる。

【環境に配慮した農業農村整備】

平成 21 年度策定した農村環境計画における環境保全基本方針に基づき地域の意向を踏まえながら、環境との調和に配慮した農業農村整備事業を進めることが課題である。

【耕作放棄地解消】

耕作放棄地は、担い手の高齢化や不安定な農産物価格など農業経営環境の悪化により、年々増加傾向にあり、病害虫の発生源やイノシシ等有害鳥獣の生息範囲拡大要因になるほか、国土保全や農村環境の保全にも悪影響を及ぼしている。このため、耕作放棄地の解消・防止に向け、小規模農地の統合や農業基盤整備、農地の借り手斡旋等に取り組んでいる。

【農地整備、農道整備】

農業の生産基盤である耕地の区画整理、用排水路、農道、かんがい施設等の整備を行い、担い手農家の育成、集落農業の活性化と農業経営の安定化を推進している。

【農地等災害復旧】

農地や水路の災害復旧工事において、コンクリートブロック積みだけでなく、在来の石積石材を利用するなど自然景観に配慮した石積み畦畔工法を採用している。

【農地・水保全管理支払交付金事業】

過疎化・高齢化・混住化等の進行により農地・農業用施設等の保全管理が困難となっており、非農家も含め地域で組織を結成し、農道や用排水路等の管理に取り組んでいる。

【農道維持管理】

農道の樹木や草木の剪定、落ち葉等を焼却処分するのではなく堆肥化等の検討が必要である。

【棚田の保全】

棚田の保全のため棚田まつりの取組が実施されている。

【有機農産物ネットワーク】

地産地消と環境保全型農業を推進するため、雲仙の旅館と連携した取組を開始している。

【食文化の継承】

食文化は、地域の伝統や気候風土と深く結びついている。行事食や伝統野菜、郷土料理などにふれることで、食への興味や関心を深めることに繋がる。

【グリーンツーリズム】

ジオツアー、農業体験等を(社)島原半島観光連盟と連携して取り組んでいる。

【自然とのふれあい】

登山、健康、食、ダイエット等自然の中での運動と温泉活用を目指しており、雲仙登山ルートの管理が課題となっている。

取組目標

竹林の伐採と活用、間伐材の有効活用による森づくりに取り組もう 環境保全型の農業と農村環境整備に取り組もう

基本施策

(1) 森林の保全・育成

市の施策	担当課
①ふるさとの森林づくり事業 ・侵入竹林の伐採等を行い、地域林・里山林の整備を行う。(平成25年度～28年度)	農林水産課
②造林事業 ・雲仙市有林約1,200haを維持管理するために、植栽、下刈、間伐等の施策を実施する。	農林水産課
③間伐材の利用促進 ・森林組合を支援し、間伐材の利用促進に向け需要の掘り起こし、木質バイオマス熱エネルギー利用に向け林業支援を検討する。	農林水産課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・森林の植樹、下刈などのボランティア活動に参加します。	●	
・地元産の木材製品の購入に協力します。	●	●
・間伐材利用の薪やチップのストーブ、ボイラーの導入に努めます。	●	●
・森林の開発行為に関する規制を守ります。		●

※間伐材や薪等の植物由来のバイオマス燃料は、燃焼させると二酸化炭素を排出するが、その二酸化炭素は植物が成長する上で吸収してきた二酸化炭素であり、排出される二酸化炭素(カーボン)の量と吸収される二酸化炭素の量が同じであることから「カーボンニュートラル」と表現される。このようにバイオマス燃料の燃焼は二酸化炭素の排出量の増大にならないことから、重油・灯油等の化石燃料を燃焼するストーブ、ボイラーに代わって薪やチップのストーブ、ボイラーの導入が進められている。

また、森林の植樹、下刈等も木の成長による二酸化炭素吸収量の増大になることから進められている。



雲仙市市有林

(2) 農地の保全

市の施策	担当課
①農地保全事業 ・農業用施設等の改良、修繕等への助成を行うことにより、農地の保全を図り、耕作放棄地の発生を防止する。	農漁村整備課
②農地整備事業 ・農業生産基盤の整備（区画整理、用排水路整備、農道整備及びかんがい施設整備）を実施することにより、担い手農家を確保し農業の活性化を図る。	農漁村整備課
③農道整備事業 ・基幹農道の整備を行うことにより、農作業の効率化、省力化を図る。	農漁村整備課
④市農道維持管理事業 ・市管理の農道において、交通の支障となる雑草及び樹木の伐採等を行う。	農漁村整備課
⑤農地・水保全管理支払交付金事業 ・過疎化、農業者の高齢化に対応し、農家だけではなく地域住民を含めた組織で行う農業用施設の維持管理に対し助成を行い、施設の長寿命化を図る。	農漁村整備課
⑥耕作放棄地解消基盤整備事業 ・耕作放棄地農地について、小規模の区画整理等の実施により耕作条件を改善し、更に農地の借り手の確保を図る。	農漁村整備課
⑦諫早湾周辺地域カバークロープ導入促進対策事業 ・諫早湾干拓調整池流域の畑地において、土壌流亡を目的とした緑肥作物の栽培（カバークロープ）を助成し導入を図る。	農林水産課
⑧経営所得安定対策事業 ・国の経営所得安定対策事業を活用し、転作水田のレンゲ、景観作物の作付けを助成し導入を図る。	農林水産課
⑨エコファーマー支援事業 ・エコファーマーに対し環境保全型農業の推進を図る。	農林水産課
⑩イノシシ等被害防止対策事業 ・国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用し防護柵を設置するとともに、長崎県鳥獣被害防止総合対策事業を活用し人里に入り込むイノシシの捕獲や、ヤギを活用した緩衝地帯整備等を実施する。	農林水産課
⑪食文化に関する知識の普及及び情報提供 ・広報紙やホームページを通じ地元の食材を使った料理や行事食等の掲載を行うとともに、食生活改善推進員の地区活動において、地元の食材を使った料理や郷土料理の伝承を行う。	健康づくり課
⑫「田んぼの学校」 ・小浜小田山において、山彦の会と長崎大学環境科学部が連携し、棚田の稲作で田の耕しから田植え、稲刈りや、サツマイモ植え付け、芋掘り、スイカ収穫などの農業体験イベントを実施する。	農漁村整備課
⑬農業担い手支援事業 ・農業体験等を通して、新規担い手の発掘を行い、併せて担い手となった人には事前に整備した耕作放棄地の照会を行う。	農林水産課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・農産物の購入、地産地消に協力します。	●	
・農業体験や郷土料理等を通じて農業と食に対する理解を深めます。	●	
・地域住民は農業者と連携し農道等の農業施設の維持管理に協力します。	●	●
・農業者は農薬や化学肥料の適正使用に努めます。		●
・農業者は農地の適正管理に努めます。		●

(3) 自然とのふれあい

市の施策	担当課
①(仮称)自然ふれあい事業 ・身近な自然観察から山地の森林環境学習まで、多様な自然を主体に自然観察会（清掃登山等も含む）を行い、その自然との触れ合いを増やす。 ・Eキャンレッジ（エコキャンパスビレッジ：大学連携事業の名称）活動内容としての検討を行う。	環境政策課
②雲仙登山清掃ボランティア支援事業 ・雲仙岳の登山者に清掃ボランティアを募集し、参加者にはゴミ袋の提供、収集等のサポートを行う。	環境政策課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・自然観察会に参加します。	●	
・ホテルなど身近な生きものの保全に協力します。	●	
・野外レクリエーションに出かけ、自然と触れ合う機会を増やします。	●	●
・山の清掃活動に協力します。	●	●

数値目標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値	中間目標値	目標値	
		(平成 25 年度)	(平成 31 年度)	(平成 36 年度)	
畑の区画整備率	畑の総面積に対する区画整備済みの面積割合	21.6%	27.4%	29.2%	➔
地域林・里山林の整備面積	侵入竹林やバッファゾーンの整備を行った面積	5.6ha	7ha (28年度)	8ha	➔
市有林間伐面積		6.36ha	20ha	30ha	➔
薪ストーブの導入数	公共施設への薪ストーブ導入数	0基	5基	10基	➔

環境目標 2 安全な生活環境が実現しているまち(生活環境の保全)

施策目標2-1

きれいな水を守り大切にしよう

現状・課題

【公共用水域の水質保全及び公共下水道事業社会資本整備】

吾妻町、瑞穂町では公共下水道整備を行っており、今後も接続率の向上を図り、設備の有効利用と水質保全に努めるとともに、生活排水による汚濁防止の意識啓発も必要である。

【浄化槽設置整備事業及び浄化槽維持管理助成】

浄化槽の設置補助により、下水道等整備区域外での浄化槽の設置推進を図るとともに、浄化槽の適正管理を促すために維持管理助成金を設けている。

【水洗便所等改造資金利子助成】

家庭の排水設備等の工事に要する資金の融資あっせん及び利子助成を行い、水洗化率を高め生活雑排水による汚濁防止につなげている。

【各家庭での生活排水対策】

市のホームページや広報うんぜんに「早期の下水道接続で水環境の保全にご協力を！」を掲載し、意識啓発を行なっている。

【河川水質検査】

市内の30河川36地点の水質検査を年1回行い、水質汚濁対策を講じている。

【EMの活用】

本庁、各支所においてEM活性液を無料配布し、生活排水による汚濁防止や生ごみの堆肥化促進による焼却処分される「生ごみ減量」を図っている。

【畜産堆肥の地下水への影響】

畜産事業所の堆肥の還元推進と過剰使用による窒素成分の残留と地下浸透水への影響（窒素負荷低減化）が問題としてある。家畜糞尿の堆肥化の推進と利活用の調和が課題である。

【硝酸性窒素負荷低減対策及び飲用井戸水の安全確保】

地下水に含まれる硝酸性窒素濃度上昇による健康や環境への影響を未然に防止するための定期的なモニタリング調査・監視体制と農業における適正な窒素負荷低減対策や生活排水対策など総合的な継続的取組が必要である。特に、飲用井戸水に含まれる硝酸性窒素等による乳児への健康被害防止のため、母子健康手帳交付時に飲用井戸水の使用に関するチラシを配布し、普及啓発に努めている。

取組目標

生活排水対策と浄化槽設置等により、きれいな川にしよう

農畜産業における窒素負荷低減対策により、安全な水資源を守ろう

基本施策

(1) 生活排水対策の推進

市の施策	担当課
①公共下水道事業社会資本整備 ・下水道施設の適正な管理に努めるとともに長寿命化対策による計画的な施設の改築更新を進める。	下水道課
②浄化槽設置整備事業 ・浄化槽の設置に際しての補助金制度により、生活雑排水の水質改善を進める。	下水道課
③浄化槽維持管理助成金 ・浄化槽の適正管理を促すため、法定検査や清掃を行った浄化槽管理者に対し維持管理補助金を行っている。	下水道課
④水洗便所等改造資金利子助成 ・家庭の排水設備等の工事に要する資金の融資あっせん及び利子助成を行い、水洗化率を高め生活雑排水による汚濁防止につなげる。	下水道課
⑤下水道施設の維持管理 ・下水道整備区域は施設の適正な維持により、処理水の水質管理に努める。	下水道課
⑥各家庭での生活排水対策 ・市のホームページに「早期の下水道接続で水環境の保全にご協力を！」を掲載中で、今後も生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、下水道・浄化槽併せて意識啓発を適宜実施する。	下水道課
⑦EM活用推進事業 ・EM事業の継続実施により生活排水等による河川等の水質汚濁を防止する。	環境政策課
⑧家庭での生活排水対策推進 ・各家庭での生活排水対策の普及啓発と下水道への接続や浄化槽設置を啓発し、水質汚濁の防止を推進していく。	各総合支所 市民生活課
⑨河川水質検査 ・市内の30河川36地点の水質検査を年1回行い、河川の水質の状態を把握する。	環境政策課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・食べ残しを流さないなど家庭でできる生活排水対策に努めます。	●	
・下水道が整備された地域では、下水道への接続を速やかに行います。	●	●
・下水道が整備されない地域では、浄化槽の設置を行います。	●	●
・公共下水道、農業集落排水に早期に接続します。	●	●
・浄化槽の設置を行い適正な管理に努めます。	●	●
・環境にやさしい石けん、洗剤の使用など生活排水対策を実施します。	●	●
・洗剤を使いすぎないように生活排水対策に努めます。	●	●
・排水基準を守り排水処理対策に協力します。		●

(2) 地下水の保全

市の施策	担当課
①島原半島窒素負荷低減対策会議 ・島原半島 3 市、県及び各種関係機関で組織される会議で、島原半島における水環境について包括的な監視体制のもと継続的な取組を実施する。	環境政策課
②飲用井戸に係る硝酸性窒素簡易水質検査 ・飲用井戸について年 1 回硝酸性窒素を計測する簡易検査を実施する。 ・母子手帳の交付に併せて乳児への井戸水の飲用の注意喚起を行う。	環境政策課 子ども支援課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・地下水の保全に対する理解を深めます。	●	●
・農業者は化学肥料の適正な使用に努めます。		●
・畜産事業者は家畜糞尿の適正な処理と堆肥化に努めます。		●

(3) 水資源の有効活用

市の施策	担当課
① 水道施設改良及び更新事業 ・有収率 ²⁴⁾ 向上のため水道管の布設替を行うとともに、埋戻時のアスファルト・砕石等は、再生材を使用する。	水道課
②雨水貯留設備設置事業 ・各施設で雨水を回収する設備を設置し、植木等への水やりなどに利用する。	各建築物所 管課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・節水を心がけます。	●	●
・雨水貯留設備の導入に努めます。	●	●



吾妻浄化センター

数値目標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値	中間目標値	目標値	
		(平成 25 年度)	(平成 31 年度)	(平成 36 年度)	
汚水処理人口普及率	(下水道普及人口+浄化槽普及人口)/市内人口	63.1%	69.2%	73.0%	➔
EM活性液の製造・配布箇所数		7カ所	7カ所	7カ所	➔
河川の水質検査箇所数		36地点 (30河川)	36地点 (30河川)	36地点 (30河川)	➔
飲用井戸に係る硝酸性窒素簡易水質検査回数		年1回	年1回	年1回	➔
下水道の整備等の生活排水対策の満足度(市民意識調査)	平成 25 年市民意識調査の満足、やや満足の計	26.6%	38.0%	50.0%	➔



河川水質検査様子

環境目標 2 安全な生活環境が実現しているまち(生活環境の保全)

施策目標2-2

安全で健全な暮らしを守ろう

現状・課題

【オキシダント】

長崎県が小浜町内に測定機器を設置し測定しており、環境基準を超える恐れがある場合、県からの通知を受け防災無線で広報している。

【PM2.5²⁷⁾】

長崎県が小浜町内に測定機器を設置し測定しており、環境基準を超える恐れがある場合、県からの通知を受け防災無線で広報している。

【農林漁業で行う野焼き】

生活環境に影響がない範囲で農林業を営むためにやむを得ず行われる焼却は認められているが、周辺住民から苦情があるケースがある。

【騒音監視】

自動車騒音常時監視業務として、主要幹線道路において自動車騒音測定を実施している。

【工場等設置奨励金支給】

工場等の新・増設にあたり、市の奨励措置適用工場の指定を受ける事業所に対して、雲仙市環境保全条例に基づく環境保全協定書を市と締結することを義務化し、事業活動に伴って発生する恐れのある環境汚染の未然防止を図るとともに、施設の周辺地域住民の健康及び良好な環境の保全に万全を期することとしている。

【畜産堆肥の悪臭問題】

畜産事業所が発する臭い対策が問題となっている。家畜糞尿の堆肥化の推進や活用が課題である。

【畜産堆肥の適正処理、リサイクル】

畜産農家の共同堆肥処理が機能しておらず、野積みも多い。また、小浜町の資源リサイクルセンターは生ごみと堆肥のリサイクル事業が頓挫し、平成 26 年度に廃止予定である。

取組目標

違法焼却問題を解決し、空気がきれいなまちにしよう

環境に配慮した農業を実践しよう

基本施策

(1) 大気の保全

市の施策	担当課
①大気汚染物質市民への啓発 ・市ホームページで大気汚染物質の発生状況の広報、注意報の発令を行う。 ・注意報発令時に迅速な対応ができるように定期的に連絡訓練を行う。	環境政策課
②環境パトロール ・市内の巡回を強化し、野焼きの適正な指導を行い、意識付けを強化する。	環境政策課

市の施策	担当課
③(仮称)環境配慮型農業推進事業 ・周辺環境に配慮した、野焼き、堆肥の使用方法等について、監視体制を構築し、農協、関係団体等を通じて周知指導を行う。	環境政策課 農林水産課
④農林漁業者が行う野焼きの適正指導 ・農林漁業者が行う野焼きに伴う周辺住民とのトラブルを防ぐためのパトロールと適正な運用を啓発する。	各総合支所 市民生活課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・楽器、ペットの鳴き声など、近隣の迷惑にならないように配慮します。	●	
・ごみ等の違法焼却行為禁止を徹底します。	●	●
・周辺の水路の清掃など、悪臭発生防止活動へ参加します。	●	●
・農林漁業者は野焼きの適正な運用に協力します。		●
・大気汚染の防止に努めます。		●
・周辺環境を考慮した堆肥の使用に心がけます。		●
・事業活動における悪臭発生対策を実施します。		●
・低公害型の建設機械を使用します。		●

(2) 環境汚染の防止

市の施策	担当課
①工場等設置奨励金支給事業 ・工場等の新・増設にあたり、市の奨励措置適用工場の指定を受ける事業所に対して、事業活動に伴って発生する恐れのある環境汚染の未然防止のため、雲仙市環境保全条例に基づく環境保全協定書を市と締結することを義務化する。	商工労政課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・環境汚染に対する関心を深めます。	●	
・事業所での環境汚染の未然防止に努めます。		●
・環境保全に対する社員教育に努めます。		●

数値目標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値	中間目標値	目標値	
		(平成 25 年度)	(平成 31 年度)	(平成 36 年度)	
環境保全協定締結件数	奨励措置適用工場の指定に伴う協定書の締結	5 件	12 件	17 件	➔
悪臭苦情件数		10 件	7 件	5 件	➔ 環境向上

環境目標 3 地球にやさしい環境が実現しているまち(地球環境の保全)

施策目標3-1

低炭素なくらしと活動をしよう

現状・課題

【アイドリング・ストップ¹⁾】

市民や市内の事業者や団体に「アイドリング・ストップ宣言」の登録者を募集して「アイドリング・ストップステッカー」を差し上げ推進している。

【市民のエコライフスタイル実践】

産業祭りにエコフェアを開催し、マイバッグ、アイドリング・ストップ、廃食用油回収、節電等を啓発している。

【学校の LED 照明化】

平成 25 年に神代小学校屋内運動場(体育館)建て替えて導入している。

【学校の雨水処理システム導入】

平成 25 年に神代小学校屋内運動場建て替えてトイレに導入している。

【緑のカーテン設置】

夏の節電対策として本庁、各総合支所で緑のカーテンを設置し省エネルギーを図っている。

【農業ハウスでの LED 化】

国見町の施設園芸では電照栽培が行われており、県補助を活用し LED 化を進めている。

【庁内地球温暖化¹⁴⁾対策実行計画推進(エコオフィス活動推進)】

市役所において、昼休みの消灯、冷房・暖房の使用温度設定、両面印刷、コピー裏紙使用、公用車のエコドライブ⁴⁾等の活動を実行し、二酸化炭素の排出量削減に取り組んでいる。

【電力使用のコントロール】

電力料金削減も兼ね庁舎電力使用マネジメントを集中管理方式ではなく個別管理方式に移行する方向で調整している。

【ESD²⁶⁾協議会】

雲仙市地球温暖化防止対策・ESD 協議会を中心に地球温暖化防止に取り組んでいる。

取組目標

省エネルギーを進め、低炭素な生活スタイルを実践しよう

事業活動における省エネルギー化を進めよう

基本施策

(1) 低炭素なくらしの推進

市の施策	担当課
① 廃食用油リサイクル事業 ・平成 23 年度に県から委譲を受けた BDF ²⁵⁾ 製造装置を活用し、廃食用油リサイクル事業の推進により資源循環型社会の構築、温室効果ガス削減を図る。	環境政策課
② 住宅等リフォーム(環境配慮型)助成商品券交付事業 ・市内施工業者に発注した環境に配慮した住宅等のリフォーム工事に対して、市内の加盟店で利用できる商品券を交付することにより環境保全を図る。	商工労政課
③ LED 導入費補助金 ・一般住宅用照明器具の LED 化に対する助成を検討し、各家庭での省エネルギーの推進を図る。	環境政策課
④ 自治会防犯灯 LED 化事業 ・自治会が設置管理する防犯灯の LED 化に対し助成を行い省電力化を図る。	市民安全課

市の施策	担当課
⑤自治会公民館省エネ家電化事業 ・自治会公民館の省エネ家電製品の買い換えに対し助成し省電力化を図る。	市民窓口課
⑥地球温暖化防止対策の啓発・推進 ・地球温暖化防止に関する情報を収集・整理して、意識啓発に活用する。 ・市全体のエネルギー消費実態が把握できるシステムを構築し、地球温暖化防止対策を市全域で推進する。 ・雲仙市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出・発生抑制を図る。	環境政策課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・地球温暖化防止について学び、できることから実践します。	●	
・家庭での省資源・省エネルギーに努めます。	●	
・省資源・省エネルギー型の製品やサービス省の購入・使用に努めます。	●	●
・エコドライブ、アイドリング・ストップの運転の実践に努めます。	●	●

(2) 低炭素な事業活動の推進

市の施策	担当課
①緑のカーテン設置事業 ・本庁舎及び各総合支所で緑のカーテンを設置し省エネルギーを推進する。	環境政策課
②グリーンショップオフィス認定事業 ・環境配慮活動に積極的な事業者を認定、紹介し低炭素化を推進する。	環境政策課
③雲仙市アイドリング・ストップ宣言 ・市民や市内の事業者や団体に「アイドリング・ストップ宣言」登録者を募集し「アイドリング・ストップステッカー」を差し上げて普及を図る。	環境政策課
④地球温暖化防止対策 ・公共施設等にアイドリング・ストップ看板を設置する。	環境政策課
⑤庁内地球温暖化対策実行計画推進(エコオフィス活動推進) ・市役所が率先して市の事務事業における温室効果ガス排出削減に取り組む。	全課
⑥庁舎電力使用コントロール ・必要な箇所のみ空調機が使用できるよう集中管理方式から個別管理方式に変更する。	管財課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・社員研修等により、地球温暖化防止の意識を高め行動に努めます。		●
・事業所での省資源・省エネルギー化に努めます。		●
・省資源・省エネルギー型の製品の生産、サービスの提供に努めます。		●

数値目標

成果指標	成果指標の説明 ・根拠	現況値	中間目標値	目標値	
		(平成 25 年度)	(平成 31 年度)	(平成 36 年度)	
庁舎使用電力量(庁舎増築分含む)	省電力タイプの照明への変更、空調設備の見直しにより電力量を削減	1,381,000 kwh	1,242,900 kwh	1,173,850 kwh	環境 向上
環境に配慮した住宅等リフォーム件数	住宅等リフォーム(環境配慮型)助成商品券交付事業の交付件数	42 件	(未定)	(未定)	
廃食用油回収量(一般家庭)	一般家庭からの廃食用油回収量	3,622 ㍗	3,800 ㍗	4,000 ㍗	➔
アイドリング・ストップ宣言参加数(事業所・団体・個人)	アイドリング・ストップ宣言参加登録件数	110 件	150 件	200 件	➔

環境目標 3 地球にやさしい環境が実現しているまち(地球環境の保全)

施策目標3-2

低炭素なまちづくりを進めよう

現状・課題

【庁舎整備計画】

庁舎整備計画策定にあたっては、生活環境（下水・雨水排水）や自然環境（ソーラーパネル設置）等、環境に配慮した計画とするよう検討している。

【一般住宅用太陽光発電システム導入費補助】

一般住宅用太陽光発電システム導入費補助金交付により再生可能エネルギーの導入普及を図っている。

【学校に太陽光発電設備設置】

旧町を単位として小学校各1校に設置済みである。（10kW級3校、5kW級4校）環境教育の一環として他校からの見学もある。

【庁舎への太陽光発電設備導入】

吾妻庁舎別館や千々石庁舎などで防災施設として太陽光発電設備導入を計画している。

【その他太陽光発電】

固定価格買取制度を利用した大規模な発電施設の設置が行われてきたが、九州電力の送電網の能力に限界があるとして、九州全地域で契約手続きの中断が行われた。（10kW未満の一般住宅を除く）

広大な土地に太陽光パネルを敷き詰めるメガソーラーについては、景観の悪化などが懸念される。

【小水力発電】

千々石町の千々石川には、明治時代末から稼働した九州電力の65kW～330kWの小規模発電所が5箇所ある。

【温泉エネルギー活用】

平成25年度までバイナリー発電実証実験を行った。今後も温泉のスケール対策など、課題解決に取り組んでいるところである。

【公用車購入】

軽自動車の購入替えによる燃料削減を進めており、ハイブリッド（HV）車・電気自動車（EV）車の導入にあたっては、充電スタンド等の環境が整っていない状況にある。

取組目標

再生可能エネルギーを導入し、エネルギーを有効利用するまちにしよう

身近な交通対策から低炭素化を進めよう

基本施策

（1）再生可能エネルギーの導入推進

市の施策	担当課
①太陽光発電システム導入費補助 ・一般住宅用太陽光発電システム導入補助を今後の状況も踏まえ検討する。 ・売電のためのメガソーラーの設置規則については、現在国が進めている自然公園法の改定を注視していく。	環境政策課

市の施策	担当課
②庁舎への太陽光発電設備設置 ・防災拠点として増築予定の吾妻庁舎別館、千々石庁舎に太陽光発電設備の整備を図る。	管財課 市民安全課 政策企画課
③木質バイオマス熱エネルギーの導入 ・木質バイオマス燃料を利用したビニールハウスの加湿機等の温風機に導入を検討する。	農林水産課
④小水力発電導入推進事業 ・土地改良区等と連携し、農業における小水力発電導入を検討する。	農漁村整備課
⑤バイナリー発電の推進 ・バイナリー発電設備の導入を推進し、市内における再生可能エネルギーの普及を図る。	環境政策課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・住宅における太陽光発電システムの導入に努めます。	●	
・市民共同発電に協力支援していきます。	●	●
・事業所における太陽光発電システムの導入に努めます。		●

(2) 低炭素な交通対策の推進

市の施策	担当課
①低公害自動車(軽自動車)導入事業 ・軽自動車への切替えを進めるとともに、公用車からの温室効果ガス排出削減を図るため、低公害自動車の計画的購入を検討する。	管財課
②低公害自動車導入推進 ・市民に対し電気自動車、プラグインハイブリット車、燃料電池車などの導入推進、及びこれらの車種にかかる軽自動車税の減免措置を検討する。	環境政策課 税務課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・エコドライブや低公害車 ¹⁷⁾ の購入、使用に努めます。	●	●
・業務用自動車へのバイオ燃料の使用に協力します。		●
・電気自動車の充電設備の設置に協力します。		●

数値目標

成果指標	成果指標の説明 ・根拠	現況値	中間目標値	目標値	
		(平成 25 年度)	(平成 31 年度)	(平成 36 年度)	
一般住宅太陽光発電システム設置件数	市内新築住宅年間約 100~120 件の約 7 割に設置と想定	1,317 件	1,650 件	2,000 件	➔
低公害車の購入	公用車に低公害車HV車PHV車を導入	3台	5台	7台	➔

環境目標 4 健全な循環型社会が実現しているまち(資源循環の形成)

施策目標4-1

ごみの減量と資源化を進めよう

現状・課題

【生ごみ処理機器等購入費助成】

生ごみ処理機器の購入費を助成し、家庭から排出される生ごみの堆肥化による生ごみ減量とリサイクルを推進しているが、補助件数が年々減少しており、普及・啓発が課題である。

【食品リサイクルの推進】

毎年開催している雲仙市食生活改善推進員の養成講座では、エコクッキングの実習で食材の廃棄を少なくすることや、環境に配慮した調理の意識付けを行なっている。

食生活改善推進員の地区活動において、食品残渣を減らす工夫として、残り野菜の利用による味噌汁づくりや、料理方法に関する情報交換等を行なっている。

食品廃棄物等の減少や再生利用について、関係各課や市民との協働が重要で、食生活改善推進員による地区活動の推進、並びに出前講座等による市民への周知が今後の課題である。

【廃食油リサイクル】

本庁、各総合支所等のストックハウスに廃食用油の回収ボックスを設置し、家庭、事業所から出る廃食用油を回収してバイオディーゼル燃料を製造し、市のゴミ回収車等に利用している。

【リサイクル推進】

ストックハウス等で、ダンボール、新聞、雑誌、牛乳パック、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、古着の回収及びペットボトルのリサイクルを実施している。

【リサイクル事業等のストックヤード】

旧ゴミ焼却場跡地にストックヤードを建設し、ペットボトルの保管、不法投棄ごみの分別、災害廃棄物等の仮置き分別等に利用している。

【建設廃材等のリサイクル】

道路路盤のスラグに活用している。

【下水汚泥のリサイクル】

市内には8処理区の下水道等処理場があり、下水道汚泥処理はいずれも収集・運搬等を民間委託し再利用している。

雲仙浄化センター及び千々石浄化センターの脱水汚泥は建設材料(路盤材)として再利用され、愛野東部・西部エコクリーンセンター及び瑞穂浄化センターの余剰汚泥、愛野東地区小規模処理場の浄化槽汚泥、吾妻浄化センターの脱水汚泥はコンポスト化(肥料化)されている。

取組目標

ごみを減らし、ごみの少ない生活、事業活動を推進しよう

資源を大切に使い、リサイクル・資源化を進めよう

基本施策

(1) ごみの減量推進

市の施策	担当課
①生ごみ処理機器等購入費助成事業 ・生ごみ処理機器購入を助成し、家庭から排出される生ごみの減量化を図る。	環境政策課
②給食センター生ごみリサイクル ・南部給食センターでのみみ殻・バクテリア分解による生ごみ処理を行なう。	学校教育課

市の施策	担当課
③食生活改善推進員活動支援 ・食生活改善推進員養成講座等で、環境に配慮した調理・後片付けの意識付けを行なうとともに、地区活動を通じて、食品残渣を減らす工夫、食材購入、料理に関する情報交換や廃食油を利用した石鹸作りの伝達と活用などの普及を図る。	健康づくり課
④環境配慮型商品の共通物品等の導入 ・管財課でまとめて購入する共通物品の選考において、コスト削減とともに環境に配慮した商品を積極的に導入する。	環境政策課 管財課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・家庭ではごみを少なくするようなライフスタイルに転換します。	●	
・買い物はマイバックを持参し、過剰包装などは断るようにします。	●	
・生ごみ処理機、コンポストによる堆肥化に努めます。	●	
・事業活動でのごみ排出者として廃棄物の減量化や分別を徹底します。		●

(2) ごみの資源化推進

市の施策	担当課
①リサイクル推進事業 ・ストックハウス等でのダンボール、新聞、雑誌、牛乳パック、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、古着の回収及びペットボトルのリサイクルを実施する。	環境政策課
②建設廃材等のリサイクル ・可燃ごみ焼却によるスラグを道路路盤材として活用する。	環境政策課
③下水汚泥のリサイクル ・市内8処理区の下水道等処理場の下水道汚泥処理において、建設材料(路盤材)やコンポスト化(肥料化)などの再資源化を図る。	下水道課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・詰め替え商品やリサイクル商品の購入に努めます。	●	
・4Rの取組に参加します。	●	●
・グリーン商品 ⁷⁾ の購入に努めます。	●	●
・再使用、リサイクルに配慮した製品開発、販売とサービスに努めます。		●

※ 4Rとは、リフューズ(Refuse)「断る」、リデュース(Reduce)、「減らす」、リユース(Reuse)「再使用する」、リサイクル(Recycle)「再生利用する」の4つの頭文字をとったもの

数値目標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値	中間目標値	目標値	
		(平成25年度)	(平成31年度)	(平成36年度)	
生ごみ減量化量	ごみ減量有効利用事業による生ごみ減量化の累計値	205 t	253 t	293 t	➔
再資源化率	リサイクルによる資源化したごみ量/ごみの総排出量	15.0%	24.0% (平成29年度)	24.0%	➔
一人あたりごみの排出量	ごみの総排出量/総人口	869.9 g	720 g (平成29年度)	720 g	➔ 環境向上

※ごみ減量有効利用事業とは、コンポスト容器と電動生ごみ処理機の購入補助による普及をいし、生ごみ減量化量は、1人1日250gで1世帯につき3人と仮定し、上記の補助普及基数をかけて算出。

環境目標 4 健全な循環型社会が実現しているまち(資源循環の形成)

施策目標4-2

ごみを適正に処理しよう

現状・課題

【ごみ袋販売事業】

ごみの種類別にごみ袋の色やサイズの異なる家庭ごみ収集用の指定袋を使用することにより、ごみの分別意識の向上を図るとともに、ごみ袋の有償化によってごみの減量化とリサイクル率の向上を目指している。

【ゴミステーション整備事業】

家庭ごみ収集のため、市で統一したごみかごを購入しごみが散乱しないよう環境に配慮したゴミステーションを設置している。

【不法投棄対策】

山林、道路沿いなどに不法投棄が見受けられる。環境監視員を配置し、不法投棄パトロールを実施して、不法投棄の発見と軽微な回収を行っている。大規模な不法投棄は少ないものの、農業残渣処理や道路沿いへのポイ捨て防止が課題となっている。

取組目標

ごみ分別を徹底し、ごみを正しく処理しよう

不法投棄をしないよう、みんなで防止しよう

基本施策

(1) ごみ出し分別の徹底

市の施策	担当課
①ごみ袋販売事業 ・家庭ごみを分別収集するため、ごみの種類別指定袋を有償販売することにより、分別意識の向上を図り、ごみの減量化とリサイクル率の向上を目指す。	環境政策課
②ごみステーション整備事業 ・家庭ごみ収集のため、市で統一したごみかごを設置してごみが散乱しないよう環境に配慮したごみ収集を実施する。一部路線収集が残っているため、ステーション収集 100%を目指す。	環境政策課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・ごみの分別、ごみ出しルールを守ります。	●	●
・廃棄物処理は法令を遵守し適正に処理します。		●

(2) 不法投棄の防止

市の施策	担当課
①不法投棄対策事業 <ul style="list-style-type: none"> 環境監視員を配置し、不法投棄パトロールを実施して不法投棄の発見と軽微な回収を行う。 不法投棄防止の看板の設置等防止対策を講じる。 	環境政策課
②不法投棄防止推進 <ul style="list-style-type: none"> 不法投棄を防ぐための啓発を推進する。 	各総合支所 市民生活課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・ポイ捨てをしないようにルールを守ります。	●	
・不法投棄の監視に協力します。	●	●
・不法投棄はしません。	●	●

数値目標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値	中間目標値	目標値	
		(平成 25 年度)	(平成 31 年度)	(平成 36 年度)	
不法投棄回収 指導件数		19件	14件	9件	↗ 環境 向上
不法投棄の防 止・取り締ま りの満足度 (市民意識調査)	平成 25 年 市民意識調 査の満足、や や満足の計	13.9%	25.0%	50.0%	↗



ゴミステーション



不法投棄（平成 26 年 6 月撮影）
※平成 26 年 10 月に撤去済み

環境目標 5 水と緑に囲まれた快適な環境が実現しているまち(快適環境の創造)

施策目標5-1 緑あふれる人にやさしいまちにしよう

現状・課題

【通学路の交通安全対策】

通学路の安全対策を平成 26 年度から 3 ヶ年計画で 50 箇所を実施する予定である。車道と歩道を区画線(境界ブロック)で区別し、カラー舗装やガードパイプの設置及び歩行障害となる電柱の移設等を行なう。

【歩道整備】

マウントアップの歩道は国道に整備済みであるが、それ以外の道路の歩道設置は沿道の農地利用等と競合し困難である。

【道路公園整備】

諫早湾干拓堤防道路に関連して休憩施設等を配置した道路公園を整備している。

【緑の基本計画】

平成 24 年度から平成 26 年度の 3 ヶ年で、雲仙市の緑地の保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「緑の基本計画」の策定を進めている。

【都市公園】

市内では、国見町に県立百花台公園が整備中であり、このほか千々石町に 2 ヶ所、小浜町に 3 ヶ所の都市公園が整備されている。

【風致地区²²⁾】

現在の風致地区は昭和初期に指定されていたもので、現在と社会情勢が大きく変わっていることから検証する必要がある。市内には、千々石町に 4 地区、小浜町に 3 地区が指定されており、風致地区では、都市における自然的環境の保全、良好な住環境の維持が図られている。

【緑化活動】

緑の少年団による苗木植え、花植え活動が実施されている。毎年小学校に年 2 回 5 万本の苗木を配布している。老人会などボランティア団体が維持管理している。

取組目標

歩行者や自転車が移動しやすいまちにしよう

公園緑地を増やし、緑化を進めよう

基本施策

(1) 歩行空間の整備

市の施策	担当課
①通学道路の安全対策 <ul style="list-style-type: none">通学道路の安全対策として歩車道分離を明確にするため路側帯のカラー舗装やガードパイプ設置を行う。歩道設置に関しては、学校及び公共施設に面する幹線道路に限り歩道設置を検討する。	道路河川課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・できるだけ徒歩や自転車での利用を努めます。	●	
・違法駐車をやめ歩行者が快適に通行できるように協力します。	●	●
・バリアフリー ²¹⁾ に配慮した民間施設整備に協力します。		●

(2) 公園整備・緑化

市の施策	担当課
① 緑の基本計画策定事業 ・雲仙市の公園・緑地に関する総合的な計画であり、今後、緑の基本計画に基づく、都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地保全の推進及び公共施設や民有地における緑化など都市計画制度によらない諸施策を、総合的かつ計画的に推進する。	監理課
② 公園緑地管理 ・都市公園等の公園緑地管理を行う。 ・樹木や芝生等の公園緑地を適正に管理し生活環境への潤いを始め生物の生息空間の形成やCO ₂ の削減を目指す。	監理課
③ 風致地区内行為の許認可 ・市の風致条例に基づき風致地区内行為の受付・審査・許可等を行う。 ・都市における良好な自然的景観を維持保全する。	監理課
④ 花苗配布事業 ・市内の学校や公園等の公共施設に、春と秋の2回約5万本の花苗を配布し、老人会等ボランティア団体に維持管理を行ってもらう。	農林水産課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・家の周りの花植えに協力します。	●	
・敷地の緑化に協力します。	●	●
・緑化活動に協力します。	●	●
・緑の基本計画に沿った行動を実践します。	●	●

数値目標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値	中間目標値	目標値	
		(平成25年度)	(平成31年度)	(平成36年度)	
通学路の安全対策緊急整備箇所	現地精査により選定 白線、カラー舗装、転落防止策	15箇所	20箇所	30箇所	➔
花苗配布箇所数	市内の学校や公園等の公共施設に配布	72箇所	75箇所	75箇所	➔
花苗配布本数	春と秋の2回配布	53,652本	55,000本	57,000本	➔

環境目標 5 水と緑に囲まれた快適な環境が実現しているまち(快適環境の創造)

施策目標5-2

きれいな魅力あふれるまちにしよう

現状・課題

市道に関して、お盆前と秋の年2回、道路の除草、清掃作業、側溝等の清掃、支障木の伐採の作業を各自治会へお願いし、作業で使用した機械のリース料、お茶代を助成している。関係住民の高齢化に伴い、今後も事業継続が可能か、市民の協力が得られるかが課題である。

【ペットマナー問題】

ペット(犬や猫など)を一生懸命飼うなど適正な飼育、散歩時のフンや尿の後始末等のマナー問題対策、野犬・野良猫対策が課題であり、広報紙等や啓発看板の設置等を行なっている。

【雲仙古湯地区街なみ環境整備事業】

平成20～28年度計画で、地元住民で組織するまちづくり協議会と連携して進めている。雲仙天草国立公園雲仙地域管理計画書に基づく植栽、住宅等の修景助成の基準に一定の植栽を設けるなどの配慮を行っている。

【神代小路地区街なみ環境整備事業】

平成18～27年度計画で進めている。重要伝統的建造物群保存地区である神代小路地区で実施しているため、地元住民、まちなみ保存会及び市教委が設置する伝統的建造物群保存地区保存審議会への意見聴取により、地域特性やまちなみに配慮した整備を実施している。

【神代小路伝統的建造物群保存事業】

佐賀藩神代領の武家屋敷の町並みが国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受け、保存計画に基づき自然豊かな伝統的な景観の保存に努めている。高齢化、過疎化の流れの中で空家が増えるなど、伝統的建造物群からなる美しい景観の維持が困難となってきている。

【伝統芸能の保存・継承】

郷土芸能団体が45団体ある。ハタ保存会では、ハタ揚げ大会、ハタ作り教室等を実施している。学校の運動会での踊り実演等での子供が参加する取組も実施されている。

大掛かりな人手を多く必要とする行事は踊りの練習、担い手不足や高い衣装経費、後継者不足などから、継続が困難な例も出てきている。行政からの設備・備品購入補助や踊り作法等の記録を残すことで対応している。

取組目標

きれいなまち、美しい景観のまちにしよう

歴史文化を大切にし、地域の伝統芸能を受け継いでいこう

基本施策

(1) まちの景観・美化

市の施策	担当課
①道路清掃助成 ・市道の安全な通行と美化のため、自治会による道路清掃助成を継続する。	道路河川課
②狂犬病予防事業 ・野生の犬や猫の多い地区等では、適正な飼い方の指導や広報により、飼い犬や猫の野生化を防止し、適正管理に努める。 ・飼い犬の飼育について、ドッグトレーナーを講師としたしつけ方教室を年1回実施し、ペットとの正しい付き合い方の教育を行う。	環境政策課

市の施策	担当課
③ペットマナー及び環境美化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ペットの散歩時のフンや尿の後始末などのペットマナーを啓発していく。 ・支所敷地内の緑化管理と清掃美化を推進する。 	各総合支所 市民生活課
④雲仙古湯地区街なみ環境整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備や住宅等の修景に対する助成、廃ホテルを解体撤去し、跡地を公園整備するなど、安心安全で良好な街並み環境を整備する。(平成20～28年度実施) 	監理課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・ペットの飼育には責任を持ちます。	●	
・ペットの散歩では糞の後始末マナーを守ります。	●	
・良好な街並みの景観づくりに協力します。	●	●
・道路の清掃に協力します。	●	●

(2) 歴史文化の保全

市の施策	担当課
① 神代小路地区街なみ環境整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・老朽建物の除却、緑地や広場の整備、防火水槽設置及び橋梁や水路の美化等を行い良好な街並み環境を整備する。(平成18～27年度実施) 	監理課
②神代小路伝統的建造物群保存事業 <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的建造物群保存地区内の造物の修理、修景、生垣剪定管理補助、まちなみ保存会活動支援、重要文化財旧鍋島家住宅の保存活用を行っていく。 	生涯学習課
③文化財保護団体支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ハタ保存会の活動経費補助を行う。 ・郷土芸能備品等整備について国・財団支援事業の活用を行う。 	生涯学習課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・地域の歴史文化財についての理解を深めます。	●	
・歴史文化財の保存に協力します	●	●
・地域の祭りや伝統芸能の保存に協力します。	●	●

数値目標

成果指標	成果指標の 説明・根拠	現況値	中間目標値	目標値	
		(平成25年度)	(平成31年度)	(平成36年度)	
道路清掃実施数	過去3カ年の実施回数(平均)	193件	200件	200件	➔
飼い犬のしつけ方教室実施回数		年3回	年5回	年5回	➔
ペットに関する苦情件数		5件	3件	3件	➔ 環境向上

環境目標 6 市民・事業者・行政の協働が実現しているまち(協働の推進)

施策目標6-1

だれもが考え学ぼう

現状・課題

【市内各小・中学校における環境教育の推進】

環境教育の充実を図るとともに、節電・節水、リサイクル活動等、環境保全に対する意識の高揚を図る取組を推進する必要がある。

環境への理解を深め、環境を大切にする心を育成するとともに、環境の保全やより良い環境づくりのために、主体的に行動する実践的な態度や資質・能力を育成する環境教育の充実が重要である。

現在、各学校では、総合的な学習の時間や社会科等の時間を中心に環境教育に取り組んでいるが、総合的な学習の時間における教育内容は、学習指導要領に基づき、校長の裁量で設定されており、今後も教育計画の改善を図りながら、それらの活動をさらに充実した内容にしていく必要がある。

また、学習発表会等(保護者参加)で成果を発表したり、外部人材として地域の方や各種関係機関、退職校長会等を活用したりして取り組んでいるが、学校により対応が異なるなどの課題がある。

【郷土料理教室】

食生活改善推進員を講師に迎え各町で開催している。

【エコ学習教室】

リサイクル利用したものづくりで、エコバッグづくりなどが実施されている。

【郷土史探訪】

歴史と遺跡を学ぶ講座を実施している。

【出前講座】

ごみの出し方出前講座を実施している。また、食育の出前講座を健康づくり課と連携して実施している。

【環境情報発信】

環境新聞を発行している。

取組目標

学校での環境教育、講座等での環境学習を充実しよう

意識啓発につながる環境情報を充実しよう

基本施策

(1) 環境教育・学習の推進

市の施策	担当課
①市内各小・中学校における環境教育の推進 ・各学校の社会科や総合的な学習の時間において、節電や節水への取組、ごみの分別やリサイクル活動、ごみ拾い運動、農業体験学習などの環境教育の充実を図る。環境への理解を深め、環境を大切にする心を育て、より良	学校教育課

市の施策	担当課
い環境づくりのために主体的に行動する態度や資質・能力を育成する。	
②長崎県環境保健センター及び長崎県地球温暖化防止活動推進センター学習用教材の活用 ・センターの教材の活用、配布を実施する。	学校教育課
③新エネルギーに関する環境教育 ・市内の自然エネルギーを活用した施設(風力、水力、地熱)の社会科見学等を行い、実体験で新エネルギーに触れる機会を設けた環境教育を行なう。	学校教育課 環境政策課
④郷土史学習・歴史資料館の活用 ・公民館講座と連携し歴史探訪、勾玉づくり教室等を開催し郷土の歴史を学ぶ機会を設ける。 ・歴史資料館において発掘で出土した遺物などを展示し、本物の文化財にふれる機会を設ける。 ・市内の郷土会と連携し、歴史講演会を開催する。	生涯学習課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・家庭でも環境について話し合うように努めます。	●	
・環境学習講座に参加します。	●	
・社員の環境教育に努めます。		●
・環境教育や環境学習への協力・支援をしていきます。		●

(2) 環境情報の充実

市の施策	担当課
①エコフェアの実施 ・エコフェアを開催し、環境に関する展示や衣類・本のおゆすり会等を通じ、市民一人ひとりが環境問題全般への関心と理解を深め、環境にやさしい行動をするよう啓発を図る。	環境政策課
②環境新聞等による情報提供の拡充 ・環境新聞による各種情報提供や注意喚起などを通して、身近な環境問題等への意識向上を図る。	環境政策課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・環境情報に関心を持つように努めます。	●	●
・環境情報の提供に協力します。	●	●

数値目標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値	中間目標値	目標値	
		(平成25年度)	(平成31年度)	(平成36年度)	
環境学習開催回数	身近な昆虫や川魚の採取の体験学習	0回	3回	5回	➔
郷土歴史講座開催回数	講座、講演会の開催	4回	6回	10回	➔
遺物展示回数	1年間の発掘の成果を展示	1回	1回	1回	➔

環境目標 6 市民・事業者・行政の協働が実現しているまち(協働の推進)

施策目標6-2

みんなで取り組もう

現状・課題

【EM 普及活動】

雲仙市エコ活動連合会で EM(有用微生物群)による生ごみリサイクルと環境浄化の EM 普及活動を実施している。

【環境保全活動の支援】

愛護団体にごみ袋を支給し、地域のごみ拾いをしてもらう取組を実施している。

【優良な取組に対する表彰】

平成 25 年に長崎県環境保全功労者表彰に対して市としても表彰を実施した。

【活動団体の登録、情報交換】

アダプト²⁾団体の清掃活動を監理課で所管している。

【県民参加の地域づくり】

県が管理する河川・海岸・道路・港湾・漁港・都市公園・砂防公園などの清掃・美化活動に取り組む団体を「愛護団体」「アダプト団体」として登録し、その活動支援を行っている。

愛護団体が積極的に活動した施設(たとえば河川等)、優先的に浚渫を行うなどインセンティブを与えることも必要ではないかという課題もある。

【都市公園での保全活動】

平成 22 年度より毎年、「県民参加の森林づくり事業」により市民団体と学校とが一緒になり公園内の桜の植樹を行い、植樹後の樹木管理は公園管理者である市で行っている。

【E キャンレッジ推進】

長崎大学(環境科学部)、長崎県、雲仙市等の島原半島 3 市の連携で、地域活性化の拠点、地域活動人材育成の実践教育の拠点として E キャンレッジ(エコ・キャンパス・ビレッジ)整備を推進している。温泉エネルギーの活用、ジオツーリズムなど様々な研究と公開学習・シンポジウムの情報発信に取り組んでいる。

【市の率先行動】

職員の自家用車通勤の自粛を実施している。

取組目標

参加・協働による環境保全活動を活発にしよう

市民・事業者・行政の協働による取組を進めよう

基本施策

(1) 環境保全活動の推進

市の施策	担当課
①県民参加の森林づくり事業 <ul style="list-style-type: none"> ・商工会青年部小浜支部(※平成24年度まで小浜青年交友会)が、平成22年度から県緑化推進協会の「県民参加の森林づくり事業」で、小浜中学校の卒業記念行事として、小浜町公園へ毎年10本程度の桜の苗木の植樹を行っている。 	農林水産課 監理課
②県民参加の地域づくり事業 <ul style="list-style-type: none"> ・県民参加の地域づくり事業として、県が管理する「河川・海岸・道路・港湾・漁港・都市公園・砂防公園など」の清掃・美化活動に取り組む団体を「愛護団体」「アダプト団体」として登録し、その活動に対して支援を行う。 	監理課
③環境保全活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境保全活動を推進する。 	環境政策課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・環境保全活動に参加・協力します。	●	●
・従業員の環境保全活動を支援します。		●

(2) パートナーシップ体制の推進

市の施策	担当課
①Eキャンレッジ事業 <ul style="list-style-type: none"> ・長崎大学(環境科学部)、長崎県、雲仙市等の島原半島3市が連携協力し、半島における環境教育及び環境施策の研究・充実を図るための地域の拠点を形成し、自然環境、エネルギー、ジオパークについて研究、実践する。 	環境政策課
②ノーマイカーデーの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回『ノーマイカーデー』として職員の自家用車通勤を自粛し、乗り合わせ又は公共交通機関通勤等を推奨する。 	人事課
③協働のしくみづくり <ul style="list-style-type: none"> ・協働によるしくみづくりを推進する。 	環境政策課

市民・事業者の取組	市民	事業者
・パートナーシップに協力します。	●	●
・活動団体との交流に参加するように努めます。	●	●
・ノーマイカーデーに協力します。	●	●

数値目標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値	中間目標値	目標値	
		(平成25年度)	(平成31年度)	(平成36年度)	
県民参加の森林づくり事業活用団体		1団体	3団体	5団体	➔
市民や事業者等の環境保全活動の満足度(市民意識調査)	平成25年市民意識調査の満足、やや満足の計	10.6%	20%	30%	➔



廃食油を活用したバイオディーゼル燃料製造装置



小浜温泉

6. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

6.1 地球温暖化対策実行計画概要

6.1.1 計画の目的

本計画は、雲仙市から排出される温室効果ガス排出量を算定し、温室効果ガス削減目標及びその実現のための対策をとりまとめるもので、合わせて「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策）としての位置づけを持つものです。

また、温室効果ガス削減に向けては、関係主体が一体になって対策に取り組む必要があることから、本計画で市、長崎県地球温暖化防止活動推進員、関係団体、地域活動団体等の相互協力のもと、施策を総合的、計画的に推進します。

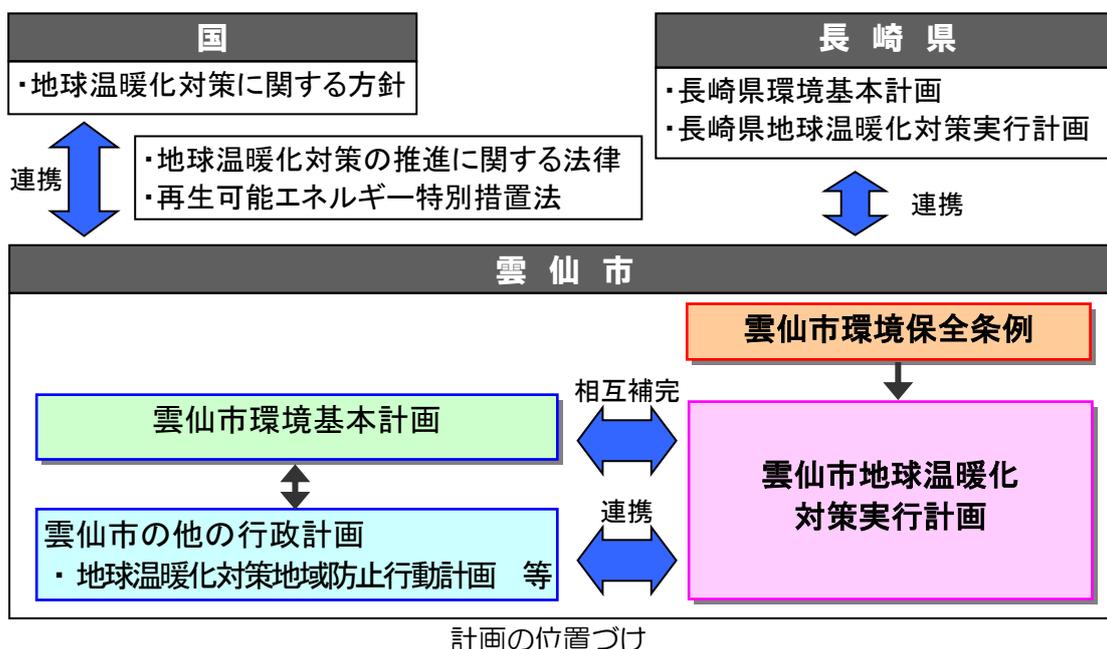
なお、当該計画は、並行して策定する今後の雲仙市における良好な環境の保全と創造に向けた環境行政を推進するための環境行政の基本的な方向性を示す環境基本計画と整合を図り、そのなかの地球環境保全、低炭素社会の実現の分野としても位置づけるものです。

6.1.2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化防止、地球環境保全、低炭素社会の実現を目標としているものの、それらも含めた雲仙市の良好な環境の保全と創造を目指していく中で具体的取組を推進していくものです。

そのため、雲仙市環境基本計画における環境の目指す目標像、施策の体系と整合を図り、地球環境保全、低炭素社会分野の施策との整合や関連する他分野との連携も図りながら、目指す目標像と実行する施策を位置づけていく必要があります。

また、本計画は、国、県との連携を図りながら実施する必要があり「長崎県地球温暖化対策実行計画」などの上位関連計画との整合性も図り、施策を推進していくものです。



平成 23 年 3 月の東日本大震災を契機として、国はエネルギー政策を見直す必要に迫られ、平成 26 年 4 月に新たなエネルギー基本計画が閣議決定されました。

これらのエネルギー政策の見直しを踏まえ、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（平成 21 年 6 月，環境省）」及び「地方公共団体における施策の計画的な推進のための手引き（平成 26 年 2 月，環境省）」の内容を踏まえるとともに、地球温暖化対策実行計画（区域施策）として整合の取れた計画として本計画を位置づけます。

6. 1. 3 対象とする温室効果ガス

計画の対象とする温室効果ガスは、京都議定書に定められた 6 種類 of ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄）と平成 25 年 3 月 15 日に温対法の改正が閣議決定され、2013 年以降の国の温室効果ガス排出量の報告で追加された三フッ化窒素とします。ただし、三フッ化窒素については、国の算定が実施されていないことから、現況推計の対象から除外し、国の算定状況をみながら算定を行うこととします。

表 計画の対象とする温室効果ガスの種類と活動

ガスの種類	部門	算定の対象となる活動等	
二酸化炭素(CO ₂)	産業部門	農林水産業、建設業・鉱業、製造業における電力及び化石燃料の消費	
	民生 ²³⁾ 部門	業務	事務所、店舗等における電力、ガス、灯油等の消費
		家庭	家庭における電力、ガス、灯油等の消費
	運輸部門	自動車、鉄道、船舶、航空における電力および化石燃料の消費	
	廃棄物部門	廃棄物の焼却	
メタン(CH ₄)		燃料の燃焼、水田、家畜の飼養、廃棄物の焼却、排水処理	
一酸化二窒素(N ₂ O)		燃料の燃焼、家畜の飼養、肥料の利用、廃棄物の焼却、排水処理	
代替フロン等 3 ガス	ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	冷蔵庫、エアコン、カーエアコン等の冷媒、発泡剤、エアゾール等	
	パーフルオロカーボン類(PFCs)	洗浄剤、乾燥用	
	六フッ化硫黄(SF ₆)	電気絶縁用	
三フッ化窒素(NF ₃)		半導体の製造	

6. 1. 4 計画期間

本計画の計画期間は、2015 年度(平成 27 年度)～2024 年度(平成 36 年度)までの 10 年間としますが、具体的施策の実効性を高めて推進していくため、施策実施にあたっては、雲仙市環境基本計画との整合性も図るとともに、中間年度(5 年後)に計画を見直すものとします。

また、温室効果ガス排出量削減目標は、国が平成 25 年 11 月の地球温暖化対策推進本部において公表した 2020 年度(平成 32 年度)の温室効果ガス削減目標を 2005 年度(平成 17 年度)比 3.8%削減としたことを踏まえ、2005 年度(平成 17 年度)を基準年度に 2020 年度(平成 32 年度)を目標年度とする削減目標を設定するものとします。

さらにその先の将来目標に関しては今後の国の方針も踏まえて検討し、中間年度の 2019 年度(平成 31 年度)には、2024 年度(平成 36 年度)の削減目標を設定するものとします。

なお、温室効果ガスの現状年度は各種統計データの揃う年度を考慮し、2011 年度(平成 23 年度)とします。

6. 1. 5 計画の主体

本計画の主体は、市民、事業者、市(行政)とします。

市(行政)が主体となって進める施策とともに、市(行政)が支援して市民、事業者が主体となって進める取組を示し、市民、事業者、市(行政)の協働で推進します。

6. 2 温室効果ガス排出量の現状

6. 2. 1 雲仙市の温室効果ガス排出量

(1) 温室効果ガス総排出量の推移

雲仙市における温室効果ガスの総排出量は、2011年度(平成23年度)で471千t-CO₂です。2005年度(平成17年度)における排出量と比較すると、2011年度(平成23年度)は18千t-CO₂(約4%)減少しています。

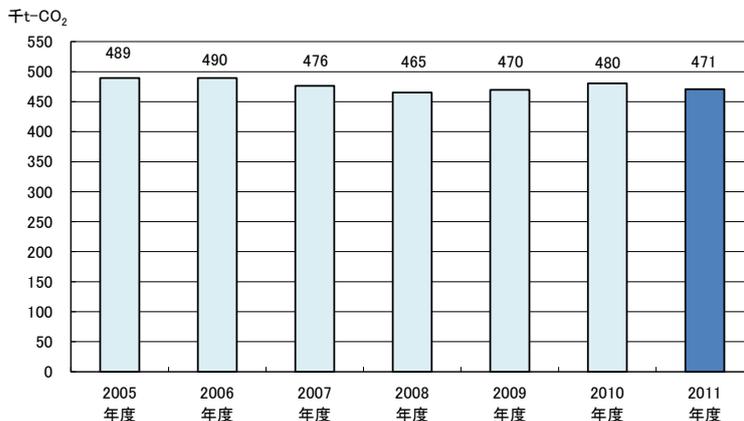


図 雲仙市の温室効果ガス排出量の推移

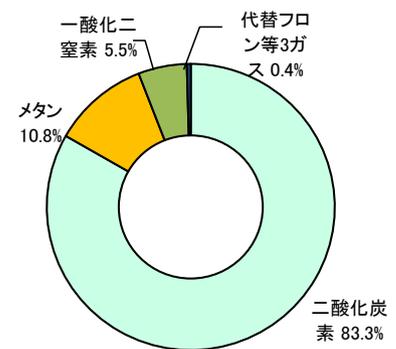


図 雲仙市の温室効果ガス排出構成比(2011年度)

2011年度(平成23年度)における部門別排出量構成比は、運輸部門が33%で最も高く、産業部門の31%、その他5ガスの17%と続きます。

表 部門別温室効果ガス排出量

単位: 千t-CO₂

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度		
							排出量	構成比	
産業部門	143	150	142	136	150	148	144	31%	1%
運輸部門	173	171	167	161	159	157	156	33%	-10%
民生家庭部門	30	29	30	29	28	29	29	6%	-3%
民生業務部門	62	59	61	59	59	60	56	12%	-10%
廃棄物部門	8	8	8	8	8	8	8	2%	0%
その他5ガス	74	74	69	72	66	80	79	17%	7%
合計	489	490	476	465	470	480	471	100%	-3.8%

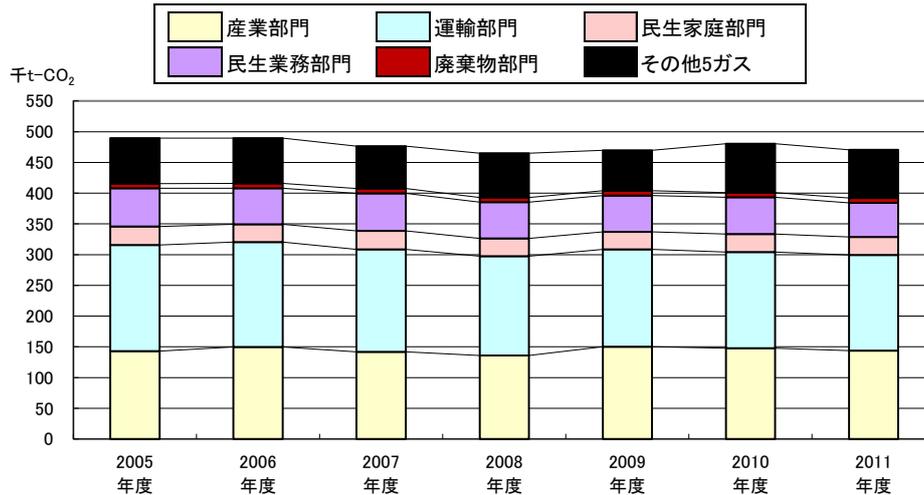


図 部門別温室効果ガス排出量の推移

(2) 二酸化炭素排出量の構成比

国と雲仙市の二酸化炭素に係る部門別排出構成を比較すると、運輸部門が高く産業部門が低くなっているのが雲仙市の特徴といえます。

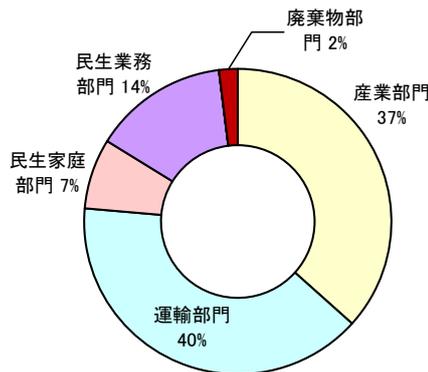


図 雲仙市の排出構成 (2011年度)

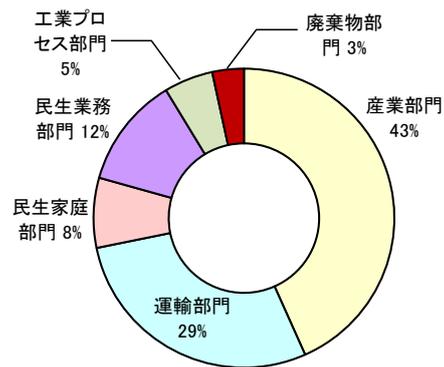


図 全国の排出構成 (2011年度)

(3) 雲仙市の森林吸収量

雲仙市の森林吸収量は、京都議定書に基づき、日本が気候変動枠組条約事務局 (UNFCCC (United Nations Framework Convention on Climate Change)) に毎年報告している長崎県の森林吸収量を、林野面積で按分して算定しました。算定の結果、2011年における雲仙市の森林吸収量は、39 千 t-CO₂ となります。

表 森林吸収量算定結果

項目	数値	単位	備考
新規植林及び再植林による吸収量	-5	千t-CO ₂	AR
森林減少による排出量	23	千t-CO ₂	D
森林経営(育成林)による吸収量	-411	千t-CO ₂	FM ₁
森林経営(天然生林)による吸収量	-527	千t-CO ₂	FM ₂
長崎県における森林吸収量(2011年)	-919	千t-CO ₂	AR+D+FM ₁ +FM ₂
雲仙市における森林吸収量(2011年)	-39	千t-CO ₂	雲仙市の林野面積比率 約4.2%

出典：UNFCCCホームページ

http://unfccc.int/national_reports/annex_i_ghg_inventories/national_inventories_submissions/items/5270.php

6.3 温室効果ガス排出量の将来推計

(1) 温室効果ガス排出量の将来推計方法

これまでの対策を引き続き現状どおり実施するとした場合の「現状すう勢ケース」について将来の温室効果ガス排出量を以下の方法で算定しました。

表 計画の対象とする温室効果ガスの種類と活動

ガスの種類	部門	算定の対象となる活動等	
二酸化炭素(CO ₂)	産業部門	農家数、建設業従業者数、製造品出荷額等に一定の増減傾向がみられないため、現状横ばいと想定	
	民生部門	業務	活動量(業務延床面積)のトレンド(増加傾向)を見込んで推計
		家庭	国立社会保障・人口問題研究所(2013年3月)の将来人口推計の将来推計値(減少傾向)を見込んで推計
	運輸部門	自動車保有台数、船舶輸送量等に一定の増減傾向がみられないため、現状横ばいと想定	
	廃棄物部門	雲仙市一般廃棄物 ³⁾ 処理基本計画(2012年5月)の将来ごみ量の予測値を見込んで推計	
メタン(CH ₄)		水田面積、排水処理量、家畜の飼養頭数等の傾向から微増すると推計	
一酸化二窒素(N ₂ O)		排水処理量、家畜の飼養・排泄物の処理量等の傾向から微減すると推計	
代替フロン等3ガス		排出量は減少傾向にあるが、冷蔵庫等の廃棄に伴う増加も予想されることから、現状横ばいと想定	

(2) 温室効果ガス排出量の将来推計結果

2020年度(平成32年度)の温室効果ガス排出量推計は、473千t-CO₂となり、2011年度(平成23年度)(471千t-CO₂)と比べ0.3%の増加とほぼ横ばいです。

部門別では民生家庭部門が11%減少し、民生業務部門が9%増加しています。

表 温室効果ガス排出量の将来推計結果

単位：t-CO₂

	2005年度	2020年度 現状すう勢ケース
二酸化炭素(CO ₂)	415,594	393,569
産業部門	142,917	143,638
運輸部門	172,907	155,745
民生家庭部門	29,966	25,891
民生業務部門	62,117	60,612
廃棄物部門	7,687	7,683
その他5ガス	73,862	79,058
メタン	45,460	51,359
一酸化二窒素	26,152	25,627
代替フロン等3ガス	2,250	2,072
合計	489,456	472,627

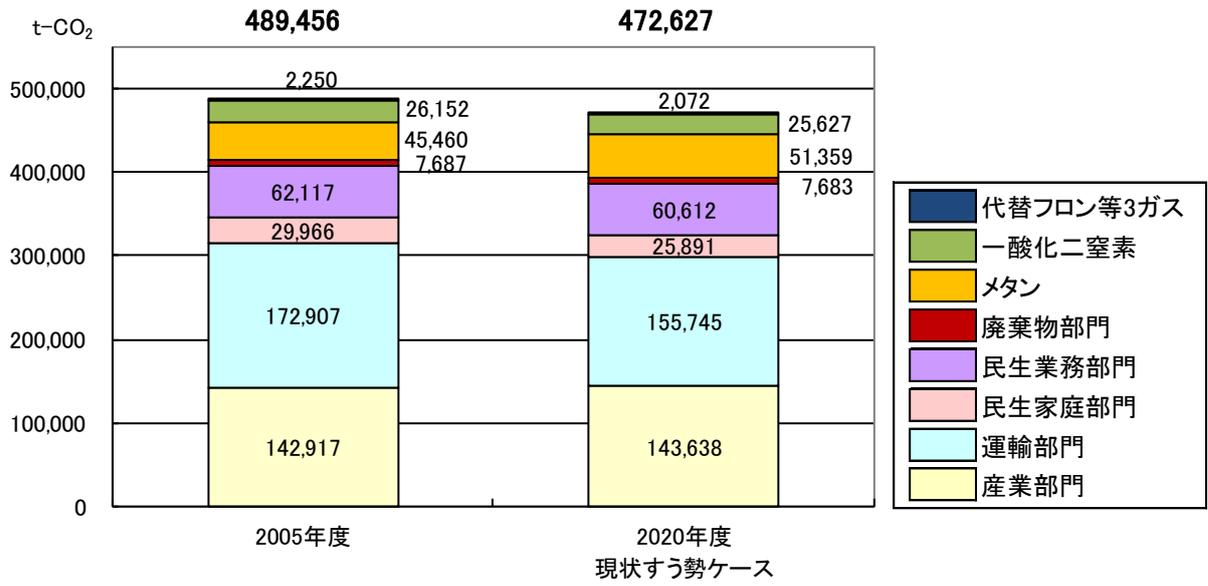


図 温室効果ガス排出量の将来推計(現状すう勢ケース)



市役所本庁に設置したグリーンカーテン



太陽光発電

6.4 温室効果ガス削減対策と削減効果

雲仙市における温室効果ガス排出量の削減目標を検討するにあたり、主要な施策事業のCO₂削減量を数値化し、市全体の排出量に対しどの程度の削減効果が得られるかを把握することが重要です。

市民、事業者アンケートの結果を踏まえて実現可能な施策事業の導入可能量を以下のように設定しました。

- ・市民アンケート回答で「3年以内に導入する予定である」の割合はその数値を、「今後導入を考えたい」の割合はその半分の数値を見込む。
- ・事業者アンケート回答で「今後導入予定(3年以内)」の割合はその数値を、「将来的に導入する予定(10年以内程度)」の割合はその半分の数値を見込む。

このように仮定して対策を実施した場合のCO₂削減量は以下のとおりです。

表 施策 CO₂削減効果

施策・対策		前提条件	2020年度削減量(t-CO ₂)	部門
低炭素な暮らしの推進	住宅への省エネ家電の普及促進	雲仙市の約13.6%の世帯に省エネ家電が普及すると想定	417	民生家庭部門
	住宅へのLED照明の導入促進	雲仙市の17.3%の世帯にLED照明が普及すると想定	686	民生家庭部門
	公共施設へのLED照明の導入促進	雲仙市内の公民館13施設と自治会集会所242箇所にLED照明を導入すると想定	255	民生業務部門
低炭素な事業活動の推進	事業所への省エネ機器の導入促進	雲仙市の従業者10人以上の448事業所を対象に省エネ家電が普及すると想定(LED照明36.6%、高効率空調18.3%、高効率給湯12.2%)	4,679	民生業務部門
	庁内地球温暖化対策実行計画推進(エコオフィス活動推進)	市役所のエコオフィス活動と庁舎使用電力量削減を想定。エコオフィス活動のCO ₂ 排出量が、2020年度までに1,282t-CO ₂ 削減されると想定(H20年度からH25年度の削減目標641t-CO ₂ の約2倍) 庁舎使用電力量削減量は、平成32年度(2020年度)目標値1,256,710kwh。平成25年度現況値からの削減量 1,381,000 - 1,256,710 = 124,290kwh 124,290 × 0.525kg-CO ₂ /kwh=65t-CO ₂	1,347	民生業務部門
再生可能エネルギーの導入	住宅への太陽光発電の導入促進	雲仙市の403世帯に太陽光発電(3kW)が導入されると想定	600	民生家庭部門
	事業所への太陽光発電の導入促進	雲仙市の従業者10人以上の448事業所を対象に12.2%の事業所に太陽光発電(5kW)が導入されると想定	136	産業部門 民生業務部門
	市庁舎への太陽光発電の導入促進	市役所本庁に36.12kW、千々石庁舎に22.58kW、合計58.7kWの太陽光発電が導入されると想定	29	民生業務部門
低炭素な交通対策の推進	次世代自動車の普及促進	雲仙市内の乗用車のうち、8.8%がクリーンエネルギー自動車に置き換わると想定	3,778	運輸部門
	公用車へのクリーンエネルギーの導入促進	公用車として、クリーンエネルギー自動車5台が導入されると想定	7	運輸部門
	エコドライブの普及促進	市内の自動車(乗用車)の9.8%がエコドライブを実践すると想定	2,822	運輸部門
	職員ノーマイカーデーの実施	過去の実績を踏まえ、2011年度から2020年度までの9年間で、117回の実施を想定	59	運輸部門
ごみの減量と資源化の推進	ごみの減量化の推進	雲仙市一般廃棄物処理計画の目標値1人1日あたりのごみ排出量720gを踏まえて想定	875	廃棄物部門
合計			15,690	

6. 5 温室効果ガス削減目標

日本は、2020年度（平成32年度）の温室効果ガス削減目標を2005年度（平成17年度）比で3.8%削減するとしています。

雲仙市では、前述の温暖化対策・施策を実施することにより約16千t-CO₂の削減効果が期待できることから、2005年度（平成17年度）比で3.2%削減を目指します。

また、2020年度（平成32年度）における対策を行わなかった場合「現状すう勢ケース」の温室効果ガス排出量が473千t-CO₂となっており、2005年度（平成17年度）比で3.4%減少となります。

したがって、2020年度（平成32年度）「現状すう勢ケース」排出量から、温暖化対策・施策実施による削減量を差し引いた排出量を「対策ケース」排出量と位置づけ、雲仙市の温室効果ガス排出削減目標として、2005年度（平成17年度）比で6.6%削減を目指します。

なお、2020年度（平成32年度）の森林吸収見込み量は現状の吸収量を確保することとし、39千t-CO₂（2005年度（平成17年度）比で8.0%に相当）とします。

これらを踏まえ、本計画における削減目標を以下に示します。

2020年度（平成32年度）における温室効果ガス排出量を、
2005年度（平成17年度）比で削減対策等で6.6%削減を目指します。
なお、森林吸収量8.0%と合わせると14.6%の削減になります。

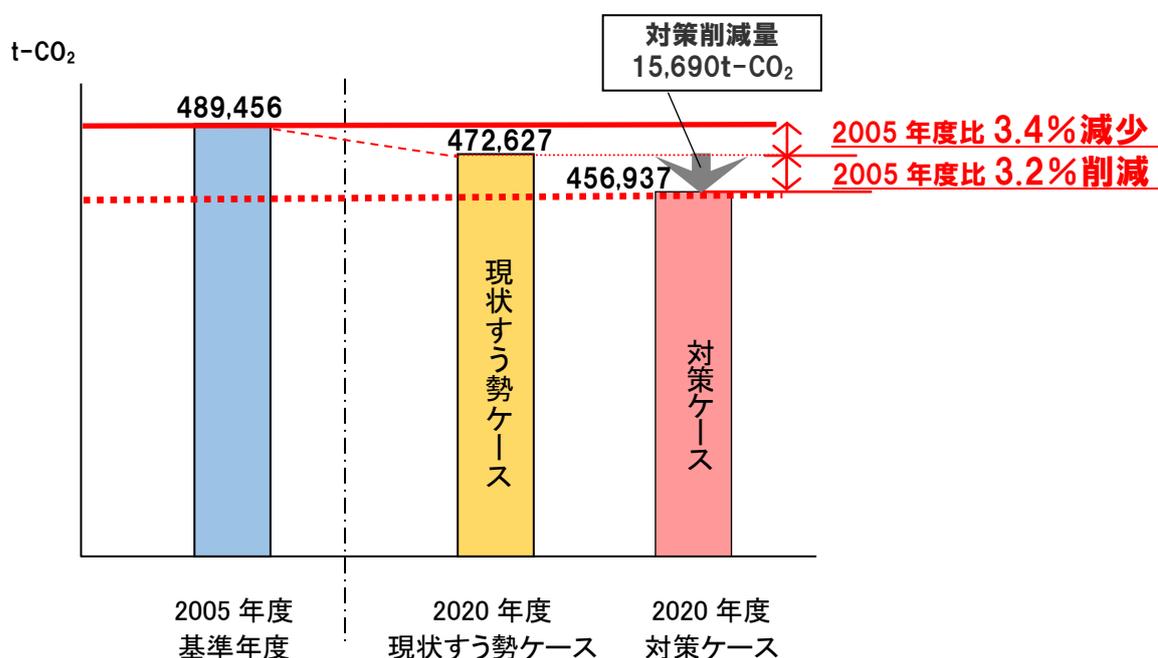


図 温室効果ガス排出量の削減目標

7. 計画の推進に向けて

7.1 計画の推進体制

本計画は、市、市民、事業者、関係団体等、多様な主体の協働により、全市的に取り組んでいくことが重要です。そのため、以下のように各主体が連携した推進体制を整備し、計画の着実な推進を図ります。

(1) (仮称)雲仙市環境基本計画推進委員会

雲仙市環境基本計画に基づき雲仙市の環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「(仮称)雲仙市環境基本計画推進委員会」の設置を検討します。

地球温暖化対策においても、この推進組織を活用して計画の効果的な推進及び進行管理、各種施策・事業の総合的な調整を行い、庁内の各担当部署との連携を図っていきます。

(2) 雲仙市環境保全審議会

雲仙市環境保全審議会は雲仙市環境保全条例に基づき、有識者等により組織される会議であり、計画の実施状況や基本的な環境保全について審議し、計画の総合的・効果的な推進を図っていきます。

(3) 雲仙市地球温暖化防止対策・ESD 協議会

ESD協議会は、市民、関係団体、行政等により組織される会議であり、地球温暖化防止に向け多様な主体が主体的に行動しながらパートナーシップのもと市全体の運動として取り組んでいくものです。地球温暖化対策を中心に連携を図り、計画の総合的・効果的な推進を図っていきます。

(4) 市民・事業者・民間団体等との連携

計画の実現のためには、市民、事業者、行政の各主体が互いに連携・協力しながら、協働していくことが重要です。市民団体や事業者団体等の各種団体とも連携し、様々な主体の協働のもとで取組を進めていきます。

(5) 国や県等の関係自治体との連携

計画に関する取組を推進するにあたり、国、長崎県及び周辺市町との調整・連携・協力を図っていきます。

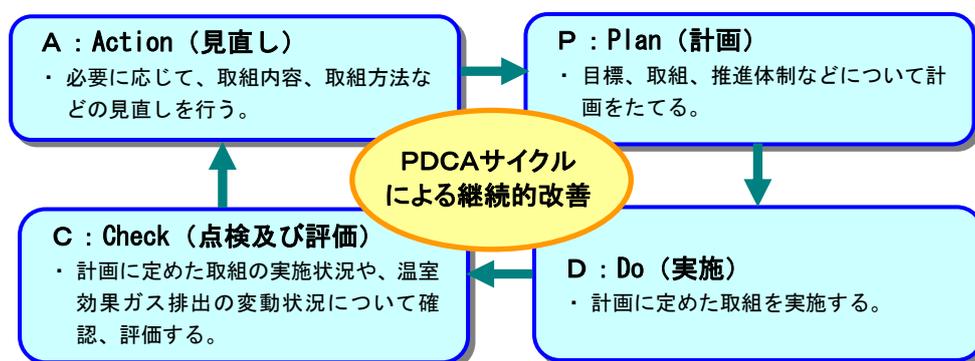


7.2 計画の進捗管理

計画を着実に推進するためには、施策の進行管理を確実にを行い、必要に応じて取組内容の見直し等を行います。

(1) 計画の進捗状況の把握

計画の進捗状況を適切に把握し、計画を着実に推進するために、毎年、計画に定めた取組の実施状況、目標値の達成状況等を把握し、必要に応じて取組の見直し等について検討するPDCAサイクルを導入します。



(2) 国内外の動向に応じた計画の見直し

本計画は、雲仙市総合計画を始め、他の関連計画とも調整を図りながら進めます。

環境基本計画の中間見直し年度の2019年度(平成31年度)においては、社会経済情勢や環境問題に関する国内外の動向が変化していることも予想されることから、数値目標値も含め、必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 進捗状況や目標達成状況の公表

各施策の進捗状況や数値目標の達成状況を毎年度把握し、市のホームページ等で適宜公表します。(雲仙市ホームページ <http://www.city.unzen.nagasaki.jp/>)

資料編

1. 計画策定の経緯	74
2. 委員名簿	75
3. 諮問・答申書	77
4. 用語解説	79

1. 計画策定の経緯

年度	月 日	内 容
平成 25 年度	5月28日	第1回庁内検討委員会
	10月22日	第1回環境保全審議会
	11月 1日～ 11月15日	市民アンケート調査、事業者アンケート調査、小学5年生、中学2年生、高校2年生アンケート調査実施
	11月12日	第2回庁内検討委員会
	11月12日～ 12月24日	課題目標調書の各課配布・回収・整理
	11月15日～ 1月30日	市民アンケート調査、事業者アンケート調査、小学5年生、中学2年生、高校2年生アンケート調査集計分析・報告書作成
	1月30日～ 1月31日	課題目標調書に関する庁内各課ヒアリング
	2月 5日	第3回庁内検討委員会
	2月13日	平成25年度第1回地球温暖化防止対策・ESD協議会
	3月20日	第2回環境保全審議会
	平成 26 年度	5月21日
5月21日～ 7月28日		施策事業調書の各課配布・回収・整理
8月 4日～ 8月 5日		施策事業調書に関する主要な課ヒアリング
8月12日		第5回庁内検討委員会
8月22日		平成26年度第1回地球温暖化防止対策・ESD協議会
9月30日		第3回環境保全審議会
11月 6日		第6回庁内検討委員会
11月17日		第4回環境保全審議会
12月 5日		平成26年度第2回地球温暖化防止対策・ESD協議会
12月 9日		雲仙市議会文教厚生委員会に環境基本計画素案説明
12月 9日～ 12月22日		環境基本計画素案パブリックコメント
12月12日		雲仙市環境基本計画諮問
12月17日		雲仙市議会議員全員協議会に環境基本計画素案説明
12月24日		第5回環境保全審議会
12月24日		雲仙市環境基本計画答申
3月20日	雲仙市環境基本計画策定	

2. 委員名簿

(1) 雲仙市環境保全審議会委員

敬称略

	所属機関・団体職名	氏名
会長	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授	中川 啓
副会長	雲仙市自治会長連合会 会長	古賀 大八郎
委員	長崎県立国見高等学校 教諭	山口 真澄
//	雲仙市議会議員 文教厚生常任委員会委員	森山 繁一
//	雲仙市議会議員 文教厚生常任委員会委員	酒井 恭二
//	島原雲仙農業協同組合 理事	林田 夕工子
//	雲仙市商工会 女性部副部長	大津 トミ子
//	長崎県地球温暖化防止活動推進員	宮崎 文子
//	長崎県島原振興局保健部県南保健所 衛生環境課	入江 賢治
//	雲仙市市民生活部長	広瀬 章文

前委員

	所属機関・団体職名	氏名
副会長	雲仙市自治会長連合会 会長	田尻 虎夫
委員	雲仙市議会議員 文教厚生常任委員会委員	前田 哲
//	雲仙市議会議員 文教厚生常任委員会委員	平野 利和
//	雲仙市商工会 女性部副部長	清水 ヤ卫子

(2) 雲仙市地球温暖化防止対策・ESD協議会委員

敬称略

	所属機関・団体職名	氏名
座長	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授	早瀬 隆司
委員	長崎県地球温暖化防止活動推進員	浦田 美保
//	雲仙市自治会長連合会 副会長	齋藤 正勝
//	雲仙市自治会長連合会 副会長	木村 一徳
//	雲仙市認定農業者連絡協議会 会長	直塚 龍也
//	雲仙市商工会 事務局長	伊藤 安春
//	雲仙市PTA連合会 会長	古賀 勇治
//	雲仙市エコ活動連合会 会長	益田 和子
//	一般社団法人小浜温泉エネルギー 事務局長	佐々木 裕
//	社会福祉法人コスモス会ウェルカム瑞穂 管理者	柘 雅彦

前委員

	所属機関・団体職名	氏名
委員	雲仙市自治会長連合会 副会長	古賀 大八郎
//	雲仙市PTA連合会 会長	田中 弘
//	雲仙市認定農業者連絡協議会 会長	増田 安洋

(3) 雲仙市環境基本計画策定庁内検討委員会委員

構成	
会 長	市民生活部長
委 員	政策企画課長 人事課長 財政課長 管財課長 市民窓口課長 健康づくり課長 子ども支援課長 農林水産課長 農漁村整備課長 商工労政課長 監理課長 道路河川課長 水道課長 下水道課長 国見総合支所市民生活課長 瑞穂総合支所市民生活課長 愛野総合支所市民生活課長 千々石総合支所市民生活課長 小浜総合支所市民生活課長 南串山総合支所市民生活課長 教育委員会総務課長 学校教育課長

3. 諮問・答申書

(1) 諮問書

26雲環第 447 号
平成26年12月12日

雲仙市環境保全審議会
会長 中川 啓 様

雲仙市長 金澤 秀三郎



「雲仙市環境基本計画」について（諮問）

雲仙市環境保全条例第 38 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、「雲仙市環境基本計画」について諮問します。

< 諮問理由 >

今後の雲仙市における良好な環境の保全と創造に向けた環境行政を推進するため、策定中の雲仙市環境基本計画についての意見をお伺いしたいため

(2) 答申書

平成26年12月24日

雲仙市長 金澤 秀三郎 様

雲仙市環境保全審議会

会長 中川 啓



雲仙市環境基本計画について（答申）

平成26年12月12日付け26雲環第447号で諮問のありました雲仙市環境基本計画の策定について、慎重に審議を重ねた結果、妥当であると判断し、下記のとおり答申します。

今後は、答申の趣旨を尊重しつつ、本計画実現のため、市民との協働をさらに進め、積極的かつ効果的な施策の展開を図るとともに、社会経済情勢の変化や国の動向等を適切に把握し、常に計画の進捗状況の把握を行い、めざす環境像「人と自然が共存する 潤^{うるお}いのまち雲仙」を実現されますよう要望するものであります。

また、下記をはじめとして、この審議会で出された意見につきましては、今後の環境行政の中で、十分生かされますよう希望いたします。

記

- 1 本計画の環境像、環境目標を達成するために必要な施策について、市内の連携を図り、より効果的に推進するための実施計画の検討をすること
- 2 今後の国の動向や社会情勢の変化等に対して柔軟かつ迅速に対応するとともに、財政状況が厳しい中ではあるが、様々な分野において、市民、事業者、行政の協働を意識しながら取り組むこと
- 3 本計画を効果的に推進するため、将来を担う若い市民の参画を促しながら取り組むとともに、引き続き、環境に係る情報提供・意識啓発や成果指標の充実、市民意識の把握などを行うこと
- 4 温室効果ガスの削減に向けては、今後の国の動向や社会状況等を踏まえて、必要な見直し検討を行うとともに、雲仙市地球温暖化防止対策・ESD協議会を中心に全市をあげて地球温暖化防止の取組を一層進めること

4. 用語解説

【ア行】

1) アイドリング・ストップ

大気汚染防止を目的として、自動車の駐・停車中の不要なアイドリングを自粛することです。

2) アダプト

英語の養子縁組を意味するAdoptから来ており、河川や道路など、一定区画を地元の住民や企業が養子を迎えるように愛情をもって清掃・美化活動などを計画的に進める仕組みのことです。

3) 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

4) エコドライブ

自動車を駐車または停車させる時に、エンジンを止めるアイドリングストップや、不必要な急加速、急ブレーキをしないように心がける運転のことです。地球温暖化の原因となる二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減につながります。

5) エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料・化学農薬の低減を一体的に取り組む5年後を目標とした計画を作成し、計画が適正であると県知事が認定した農業者の愛称のことです。

6) 温室効果ガス

地球温暖化の原因とされる気体(ガス)の総称で、地球温暖化防止のために削減目標の指定を受けているものとして二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン・六フッ化硫黄の6種類が重要視されています。

【カ行】

7) グリーン商品

環境への負荷がより少ない商品のことです。グリーン商品やサービスを優先的に購入することをグリーン購入と呼びます。

8) グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、自然、文化、そして人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことであり、農林水産省が推進する農山漁村活性化政策の一つです。

9) 固定価格買取制度

固定価格買取制度(フィード・イン・タリフ制度)とは、再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格(タリフ)を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及の拡大を目的としています。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できます。ドイツ、スペインなどでの導入の結果、風力や太陽光発電が大幅に増加した実績などが評価され、採用する国が増加しています。一方で、国民負担の観点にも配慮が必要です。

【サ行】

10) 再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称です。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指します。

11) ジオパーク

地質学的にみて重要な地質遺産を含む一種の自然公園です。ジオパークの目的は、地質遺産の保護、地質遺産を用いた教育、観光などがあります。

12) 小水力発電

水力発電のうち、ダム等に設置された大規模な水力発電ではなく、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する小規模な水力発電のことです。

13) 生物多様性

生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含んだ概念です。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味します。

【夕行】

14) 地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガス濃度の上昇や、二酸化炭素の吸収源である森林の減少などにより、地球の平均気温が上昇することです。それによって、海面水位の上昇による陸地の消失や異常気象の頻発などが起こると考えられています。

15) 地産地消

地場で生産されたものを地場で消費することです。

16) 低炭素なまち

炭素(二酸化炭素)の排出を抑えたまち、社会のことです。再生可能エネルギーの利用による化石燃料の代替・置換、電力消費の最適化や省エネ化などは、いずれも低炭素なまちづくりに寄与するものです。

17) 低公害車

窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車をいいます。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車に、低燃費かつ低排出ガス認定車などの環境性能に優れた従来車を含みます。

【ハ行】

18) バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものです。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。

19) パートナースhip

市民参加の本来のあり方を示す考え方で、市民と行政が協力して(協力体制をもって)相互の役割分担のもとにまちづくりを進めることです。市民と行政の信頼関係が必要となります。

20) バイナリー発電

水よりも沸点の低い液体をタービンを回す媒体に使用し、水では発電が難しい低温度の地熱でも可能にする発電です。

21) バリアフリー

体が不自由な人や高齢者が、日常生活で直面する障害を取り除き、行動の自由さを獲得できるようにする社会的取組のことです。住居・建築物、街路、交通機関、公共施設などの生活空間において、様々な障害を軽減し、安全で快適な環境にします。

22) 風致地区

都市計画法において都市内外の自然美を維持保存するために創設された制度で、指定された地区においては、建設物の建築や樹木の伐採などに一定の制限が加えられます。

【マ行】

23) 民生

エネルギー分野では、産業、民生、運輸の三部門の1つとして位置づけられており、民生部門には家庭部門と企業の管理部門やサービス業などが対象となる業務部門が含まれます。

【ヤ行】

24) 有収率

調定水量(給水区域に給水し料金化された水量)や分水量等の料金化された水量(有収水量)を配水量で除したものです。

【英数字】

25) BDF

バイオディーゼルフェューエル。菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油(てんぷら油など)から作られる軽油代替燃料(ディーゼルエンジン用燃料)の総称です。燃焼によってCO₂を排出しても、大気中のCO₂総量が増えないカーボンニュートラルです。従来の軽油に混ぜてディーゼルエンジン用燃料として使用できるため、CO₂削減の手段として注目されています。また、従来の軽油と比較して、硫黄酸化物(SO_x)排出量がほとんど出ないという利点もあります。

26) ESD

ESDとは「持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)」の略です。未来へ持続可能な社会の実現を目指し、私たち一人ひとりが、世界の人びとや将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力を育む教育を言います。

2002年に南アフリカ・ヨハネスブルグで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議において、日本の小泉首相(当時)とNPO/NGOが「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」(2005~2014)を提案し、国連総会は全会一致でこれを採択しています。

雲仙市では、2007年に長崎県及び雲仙市と長崎大学の3者間で、雲仙Eキャンレッジプログラムを推進する旨の協定を締結し、その協定に基づく活動として、市民行政事業者等から構成される「雲仙市地球温暖化防止・ESD協議会」を設置し、温暖化防止の行動計画を作成し、その推進のために地域でESD活動をしています。

27) PM2.5

大気中に浮遊する粒子状の物質(粉じんなど)のうち、粒径が2.5 μ m(マイクロメートル:1 μ m=100万分の1m)以下の小さなもので、健康への影響が懸念されています。

雲仙市環境基本計画

平成 27 年 3 月

雲仙市市民生活部環境政策課

〒859-1107 長崎県雲仙市吾妻町牛口名 714 番地

TEL 0957-38-3111 FAX 0957-38-3514

E-mail kankyo@city.unzen.lg.jp

